

おられる。たとえばパスポートなり何なり持つておられますから、それに基きまして登録を切りかえるのでありまして、別に事あらためて国籍を論ずる問題は起らないと思います。

○林(目)委員 もしそのパスポートをなくしたとか、ずつと二十年もいる人もあるわけですから、そういうものは今必ずしも持つていかうかわからない場合があるのですが、そういう場合には、現在の登録令だけで処理できますか。それから外国人登録令によりますと、いろいろの証明書が必要となつていのでありますが、こういうものは別にとらなくてもできますのですか。二十年も三十年もいる人は、必ずしも来たときの証明書を持つていとは限りませんか。

○鈴木(一)政府委員 その点は、そういうものを失われた場合には、その他の資料によりまして推定を行うことができますので、必ずしも国籍証明書をとつて来いということとは申さないで更新できると思います。

○林(目)委員 そうすると、中国側の政府のいろいろの協力をまたなくて、日本政府の推定だけで、大陸系の中国の人については外国人登録の切りかえができるというのですか、それでいいわけですか。

○鈴木(一)政府委員 その通りであります。

○林(目)委員 それからボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案の第二条の第六項、「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することな

く本邦に在留することができ、この「在留資格を有することなく本邦に在留することができ」ということは、正確に言つて、どういう意味ですか、それが一つ。

もう一つは、第二十四条の強制退去のところ、これは第二十四条の適用も免れるということなのですか、それとも第二十四条は適用があるということなのですか、この点はなんですか。

○鈴木(一)政府委員 第二項第六項の「在留資格を有することなく」という意味でございますが、外国人は日本におりますときには、必ず在留資格と在留期間というものを持たなければならぬということ、出入国管理令の方に書いてあるわけでありまして、在留資格と申しますのは十六の種類のなかで、おりました、その中には外交官であるとか、永住であるとかあるいは観光客、そういう在留をする意味が十六の項目にわかれておるわけでありまして、外国人が日本に在りる場合には、その十六のうちのどれかに必ず当てはまる。ところが九月二日以前からおられた人は、従来日本人でもあつた関係もありまして、にわかには在留資格をきめるというよりは、しばらく待とうという意味でございます。

それから第二十四条の適用が、この人たちに在るかどうかというお尋ねでございますが、これは別に除外してありませんから、法律的にはあるわけでありまして、しかしこれを延ばしました特別の措置をここに講じておる趣旨を遵守いたしまして、第二十四条はおそらく運用としまして発動しないということにならうかと思ひます。

○林(目)委員 そうするとボツダム宣言の法律の第二項第六項の、別に法律で定めるまでの間「引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ」とあるが、これは在留資格だけのことで、強制送還の問題についての第二十四条は、法律的には適用があるが、運用の面では差控えるというように解釈していいですか。

○鈴木(一)政府委員 その通りでございます。

○林(目)委員 その次に強制送還の問題ですが、この第二十四条の、たとえば一年以上の有期懲役を受けた者とか、麻薬取締法違反の判決を受けた者とかありますが、これはこの法律が効力を発生した後に判決を受けた者、あるいは現在すでに起訴されて公判が進行中の者で、この法律の施行後判決のあつた者については、どういふ効力を生ずるのか、何を基準にするのか。今公判を受けておる者で、まだ判決のない者が、この法律の効力発生後判決を受けて、それが強制送還の対象になるならば、急いでみな判決を受けてしまわねばならぬと思うのですが、その点はどういうぐあいに適用されるのでありますか。

○鈴木(一)政府委員 第二十四条の今のお尋ねに關しましては、この法律が施行されました後における犯罪について行つたものでありまして、現在すでに刑の執行中であるとか、あるいは裁判の係属中であるとかいふものは、全然これは問題にならないのでございます。

○林(目)委員 そうすると、犯罪行為を行つた時期を対象にするのであつて、起訴だとか判決を基準にするのではないといふように解釈していいのですか。

○鈴木(一)政府委員 その通りであります。

○林(目)委員 その次に少しこまかい問題に入りたいと思ひます。第二十二條の在留資格の変更、永住の許可を受ける場合ですが、この「素行が善良である」と、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」、これは非常に抽象的で、一体「素行が善良である」とはどういうことなのか、一度でもカフエーへ行つて酒を飲んだらいいけないことなんでしょうか。か、どういふことなんでしょうか。君みんないの言うのだ」と呼ぶ者あり）私なんかも入るか、入らないかわからぬと思ひますが、これは實際どういふように適用されるのか、もう少し具体的に何ともしない朝鮮や中国の人は、酒も飲みに行けないということになる。あるいは下手に自動車運転して、運転中事故でも起せば、もうこれは素行が善良でないということになるのか。また「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」という「独立の生計」といふものはどの程度の生計なのか、これは実に驚くべき悪法だと思ふのですが、これはどういふ基準になるのでしょうか。できるだけ具体的な説明をお聞きしておかないと、不安でしようがないと思ふのですが……。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねは、この字句の問題をお聞きになりましたのですが、その前に、終戦前から日本にいた朝鮮人、台湾人は、この適用なしに永住許可が与えられることになつてございまして、さしあ

りこの条文は適用がないわけなのであります。それから今のお尋ねは、たとえば日本に入つて来ましてバイヤーが、日本に永住許可を申請して、日本にとどまりたいといふような場合に起きる問題でありまして、終戦前から日本にいた、かつて日本人であつた人たちは、この条文は適用がないということに御承知願ひたいと思ひます。

なお素行が善良であるということが非常に漠然と書いてございまして、かつて犯罪を犯したことがないといふようなことも、この善良であるといふことを証明する問題でありまして、カフエーに行かれたといふようなことはもちろん問題にならないと思ひます。

○林(目)委員 そうすると、第二十二條は、従来日本に終戦前から住んでおつた台湾、朝鮮の人には適用がないといふのですが、それと絶対適用がないといふのではなく、とりあへず適用がないといふ、なか／＼意味深長な言葉が実は入つてゐるのですか、それはもう少し言つと、どういふことなんでしょうか。「別に法律で定める」とあるから、それまで第二十二條は適用がないといふことなのか、その点をはつきりしていただきたい。

○鈴木(一)政府委員 それは今回提案しております法案の第二項六項の方に「別に法律で定める」とあるところからいへば、その法律の内容で永住許可を与える、しかもその永住許可については、この適用のない永住許可を与えるといふような書き方を法律の中でいたしてあります。その内容をただいま日韓会談できめておるということでありまして、大体の日韓会談の

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねは、この字句の問題をお聞きになりましたのですが、その前に、終戦前から日本にいた朝鮮人、台湾人は、この適用なしに永住許可が与えられることになつてございまして、さしあ

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねは、この字句の問題をお聞きになりましたのですが、その前に、終戦前から日本にいた朝鮮人、台湾人は、この適用なしに永住許可が与えられることになつてございまして、さしあ

骨組みを申しますれば、今まで終戦前から日本におつた朝鮮、台湾人は、そのままで大休水住許可が与えられる。たとえば外国人登録証明書を一つ持つておる、あるいはもう一つは国籍証明書がある、その二つの条件があれば水住許可が与えられるという内容におおらくなると思います。

○林(百)委員 その点非常に重要な点で、しかもはつきりしないのですが、そうすると、「別に法律で定める」という第二條の六項の中では、終戦前日本に居住しておつた朝鮮、中国の諸君については、水住許可の条件として、第二十二條の適用はないのだというふうにして、大体どういふ条件にするという事ですか、もう少しはつきり聞かせていただきたい。これは適用ないという事をはつきり条文にうたうのですか。新しい条件をそこへ出すのですか。

○鈴木(一)政府委員 第二十二條の適用がないという事をはつきりうたいます。

○林(百)委員 そうすると、そういう人たちに對する水住許可の条件は、どういふ条件になるのですか。

○鈴木(一)政府委員 水住許可の条件という事は、要するにどういふ人たちは水住許可が与えられる、どういふ人たちはという意味は、終戦前からずっと引續いていたこと、それから外国人登録証明書を一つ持っていること、それから国籍証明書があること、それだけであるというのでございまして、從來通りおられるということになるわけであります。

○成田委員 関連して、從來長く日本にいた人には、第二十二條の適用を除く外する、こういうことを明文文化されると思いますが、第二十二條の条件を除く外しても、第二十四條の適用というものはやはりお考えになるのですか。

○鈴木(一)政府委員 外国人である以上は、第二十四條の適用は全般的に受けるわけであります。

○成田委員 それから「引き続き在留資格を有することなく」というのが、今林君の質問に對して、第二十四條は運用の面では当分の間差控えることとなく本邦に在留することができると、そうすると、第二十四條の運用の面は差控えるというのとは、適用しないという意味に解釈するのですか、それとも考慮するという意味に解釈するのですか。

○鈴木(一)政府委員 先ほどお答え申し上げた通りでありまして、なお一例を申し上げれば、たとえば第二十四條におきましては、貧困者等で国の負担になつてゐる者については、強制退去ができるという規定があります。が、こういう規定を動かす場合には、ただいま日韓会談でこの点について話合ひをしておるわけではございません。で、この事項を動かして、特別の法律のできるまでに強制退去をするというやうなことは、運用上しない、そういう意味であります。

○成田委員 それから長く日本にいた人は、第二十二條の適用をしないので、国籍証明書と、もう一つ登録証明書があればいいというお話ですが、国籍証明書というものが、昨日から問題になつております。朝鮮の場合は、今までの朝鮮人であるという証明書でいいの、あるいは日韓会談の結果、大韓民

国の証明書が必要になるのか、どちらをお考えになつておりますか。

○鈴木(一)政府委員 要件といたしまして、外国人登録証明書があるということと、もう一つは国籍証明書ということと、ございまして、その国籍証明書をどういふ内容のものにするかという点については、これは日韓会談で今話中であることと、今申し上げるところまで行つていないのであります。

○林(百)委員 その点は非常に重要だと思ひます。たとえば今私もちよつと外国人登録証をお借りしてみまして、昭和二十五年一月三十日、それから昭和二十八年一月三十日とありますが、これを今度切りかえる場合は、外国人登録法の何条ですか、ちよつと参考のために、条文をお聞かせしてください。

○鈴木(一)政府委員 外国人登録法案の附則の第五項であります。

○林(百)委員 「旧外国人登録令の規定による登録証明書及び外国人登録簿は、それぞれこの法律の規定による外国人登録証明書及び外国人登録原票とみなす。この場合において、旧外国人登録令の規定による登録証明書の有効期間は、この法律施行の日から六月とす。そうすると、これは二十八年一月三十日とありますが、二十八年一月三十日まで有効ですか。それとも、この法律施行の日から六箇月内に切りかえるわけですか。

○鈴木(一)政府委員 一月というのを、六箇月まで有効期間を切るわけですから、ございまして、今お持ちのもの

の処理を六箇月の間にする。それが第八項の方に、第五項後段に規定する当該登録証明書の有効期間の満了前三十日以内に手続をして、新たに登録証明書の交付を申請しなければならぬという規定が書いてあります。

○林(百)委員 そうすると、二十八年一月三十日とありますが、この二十八年一月三十日の満了前三十日以内に手続をするということですか、この登録法の効力発生後六箇月内というのですか、どちらですか。

○鈴木(一)政府委員 それはこの法律の施行の日から六箇月でありますから、平和条約が発効しまして六箇月間その登録証明書は無効になります。

○林(百)委員 そうすると、無効になつて書きかえる場合に、この国籍朝鮮とある人は、そのまま朝鮮と書きかえてもかえらるのか、あるいは大韓民国と切りかえるのかという問題が一つと、それから国籍朝鮮というのをどうして大韓民国とするか、その大韓民国とすることについては、大韓民国の駐日代表部と何らかの交渉を持つことが必要になるのかどうか、そういうことはどうなんですか。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねは、先ほどお答えいたしました通りでありまして、会談の内容にも触れて参りますので、はつきりしたお答えを申し上げるわけには行かないのでござい

ます。

○林(百)委員 日韓会談々々々といつて、みな会談へ持つて行かれては、この法案の審議はできないのです。それなら、やはり会談が済むまでこの法律の結論は出て来ません。何なら、日本の政府としてはどういふ方針かとい

う、方針でも聞かなければ、在日朝鮮人の諸君は全然安心できないと思つて

です。あるいは別に法律で定める中に、終戦前から日本に住んでゐる朝鮮人の諸君には、出入国管理令あるいは外国人登録令の新しい適用はないという除外例を設けるならば別として、国籍の問題から、手続の問題から、日本にゐる大韓民国の代表部の権限の問題から、そういうことが一切わからな

い。それで今外国人登録令、出入国管理令で、日本にゐる朝鮮の六十万の諸君、台湾の四万の諸君のことが問題になるのは、それが全然日韓会談、日台会談にまかされてゐるということですか。そうしておいてこの法案を審議するということとは、無理なことだと思つ

のですが、一体日本政府はどういふ方針で臨むのか。

○鈴木(一)政府委員 その点は昨日も岡崎國務大臣からる含意のある御答弁がありまして、よく御了承になつたと思ひますが、原則ははつきりしてあります。それは昭和二十九年九月二日以前から日本にいた朝鮮、台湾人は、善良な人たちであれば、問題なしに日本に永住できるということでありまして、何かからくりでもつて強制送還をする、それにひつつかけて返すという考えを、政府としては全然持つていないという事は、るる申された通りであります。

○林(百)委員 昨日の岡崎國務大臣の話は、その点は便法によるというだけで、たとえば従来日本にいた諸君はこ

はから除外するとかいうことをはつきり答弁しておられない。またこの外国人登録令の証明書を朝鮮とある人は、その朝鮮というままで、この外国人登

記

記

失されまして、そして独立されたのでありますから、従来の国籍をすべて回復される、その国籍というものはすべて韓国の国籍である、こういうことに相なりますので、北鮮の国籍であるとか南鮮の国籍であるとかいうような、二つの国籍があるわけではございません。

○戸叶委員 それでは今までに登録をしていく方で、朝鮮の国籍のある方はどうなるのでしょうか。

○三宅政府委員 従来の登録におきまして朝鮮の国籍というものはないのであります。従来はみんな朝鮮だつた。ところが朝鮮という文字はいやだから韓国に直してこれという希望が韓国代表団から司令部を通じてございまして、司令部もその通りやれといわれまして、その後は韓国と書いてあるだけでございまして、実質におきましては、すべて平和条約発効と同時に独立を日本が承認いたします韓国の一つだけでございます。

○戸叶委員 そうすると、韓国と希望したから韓国と直すというお話でございしましたが、韓国と必ずしも直したくなくて、朝鮮と書いておきたい人があつた場合には、一体どうなるのでしょうか。そういう人も同じにお扱いになるかどうかを伺いたい。

○三宅政府委員 わが方限りにおいては行います登録の切りかえにつきましては、従来朝鮮と書いてあるのが、韓国と書いてあるのが、わが方は何らの差別をせずにこれはそのまま登録してしまふ、こういうことができるのであります。韓国ミッシンを経由して申請を出すことになりまして、そこは日本側

だけではきめられないので、韓国との間に協議をしなければならぬ、こういうことに相なります。

○林(百)委員 ちよつと関連して。その永住許可をとるとき、韓国ミッシンと交渉するということですが、どういう交渉をするのですか。

○鈴木(一)政府委員 韓国ミッシンの方で国籍証明書を出すということでございます。

○林(百)委員 そうすると、あんな先ほどは従来から日本に住んでおつた人に対しては、特別な取扱いをすると言われたけれども、韓国の国籍をとらなると永住許可がとれないということになると、朝鮮人民共和国を支持する人はどうなるのですか。実際問題として、むしろ朝鮮人民共和国を支持する人が多いのですが、そうすると韓国の国籍をとらなければ、強制送還されてしまふのですか。

○三宅政府委員 特別の措置をとると申しますのは、本来なれば一般に適用される永住許可のようなむずかしい条件とか手続によらずに、もつと緩和した便法でやるということでありまして、韓国の国籍をとら得るとか、北鮮の国籍をとら得るとか、そういう自由があるわけではないので、これは韓国政府がすべて韓国の国籍を有するということとを国内法で規定しておるのであります。日本としてはその通りにやるよりはほかはないのであります。

○林(百)委員 そうすると実際は韓国のほかに政府があつて、しかも日本の国内で朝鮮の金日成の政権を支持する人があつて、この人が韓国のミッシンから朝鮮人民共和国の国籍がとれなかつたらどうなるのですか。

○三宅政府委員 国際連合の一九四八年十二月十二日の決議におきまして、朝鮮において人民の自由な選挙によつて成立した唯一の政府は、大韓民国の政府であるということを決議いたしておりますから、日本としてもその趣旨に沿うような措置をとるはかないのであります。

○戸叶委員 それでは日本におります代表部に証明書を持つて行く場合に、もしその証明書に朝鮮と書いてありました場合には、その人が必ずしも朝鮮人民共和国を支持する人でないかもしれないが、代表部ではその人に新しい居住権を与えないということもあり得るわけではございませんか。その人が韓国とかえないう限り与えられないことになるのですか。

○三宅政府委員 それは韓国の政府のきめるところでございます。

○戸叶委員 そういふふうなことは、日韓会談では別に何らきめられないわけですか。日韓会談によつてこの六項がきめられると思ひますので、この点も承つておきたいと思ひます。

○三宅政府委員 日韓会談はまだ妥結もしておりませんし、発表されておられませんから、ここで詳しく申し上げられませんが、しかし、昨日岡崎閣務大臣の言われましたように、韓国の国籍を回復するということにつきましては、この原則は動かないと思ひます。韓国政府としては、韓国の国籍以外はその人民に対して認めないと思ひます。

○戸叶委員 そうすると、私も前から考えますと、非常に他国内政干渉といふことになりはしつかと憂うるものがございしますが、その点に対して

は、どういふふうにお考えですか。たとえば朝鮮と書いておきます人の中に、必ずしも朝鮮民主主義共和国を支持する人ばかりではなくて、統一した朝鮮というものを望んでおるが、前からの関係で朝鮮と言つておる、そういう民族的な感情というものも私どもは認めてやらなければならぬと思ひますが、そういうふうな点を政府は御考慮にならないかどうか、伺いたいと思ひます。

○三宅政府委員 今おつしやいましたような点も考慮に入れて、昨日岡崎閣務大臣は、今後どうなるかはわからない、今後なつたときは、またそのときに考えればいいので、現在としては、正統政府として国際間に認められておるものは大韓民国の政府であるから、それを交渉相手にし、それが認めるところをわれ／＼も認めて行くという以外に、現在としては道がない、こう申されましたが、その通りであると存じております。

○戸叶委員 この点は非常にいろ／＼問題が残ると思ひますが、私はあとにいたします。

次に伺いたいことは、第六十七条の手数料の問題でございます。一昨日でしたか、私このことについて鈴木長官に、その手数料を一人千円ずつとしたにしても、最低六億円は集まるが、その手数料の六億円に対して、外務省に予算の使い道なり何なりがあるかと聞きましたところ、それはとらないとおつしやつたように了解しておりますが、とらないといふのは、どの法律によつてとらないかを、はつきり教えていただきたいと思います。

○鈴木(一)政府委員 管理令第六十七

条の前文の方に、第何条、第何条、第何条の、たとえば永住許可は一件につき二千元とあるといふふうに書いてございまして、従来の戦争前から日本にいた朝鮮、台湾の人たちが新たに永住許可をとりますときには、ここにあげてあります条文に入つていないのであります。従つてこの条文は適用がない、こういうことであります。

○戸叶委員 それでは昭和二十年九月二日以前にいた人は、この法律の適用を受けないわけでありませぬ。――そうしますと、次に第五十三条に強制送還を受ける者の送還先が規定してございしますが、第二十二條の二の「出生その他の事由に因り」というところで、この前私が伺いましたけれども、なほ伺つておきたいことは、日本で生れまして、そしてある程度成長して、日本に生活してございまして、何らかの形で強制送還を受けなければならぬ場合に、その送還先はどこになるのでしょうか。ここに書いてありますところによると、「本邦に入国する直前に居住していた国」とか、あるいはまた「本邦に入国する前に居住していたことのある国」といふふうに六項目ありますが、このどれに相当することになるのでしょうか。

○鈴木(一)政府委員 この六項目は例外を書いたものでございまして、原則は、その人の持つておる国籍の国に送還される、これが原則でございます。

○戸叶委員 そうすると、またさきの六項目のことに關係して来まして、結局国籍の問題の質疑のやりとりといふことになるのですけれども、これはあとにいたします、もう一つ伺いたいことは、第五條の二に、「北緯二十

九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令」とございまして、これは廃止するのとありますが、具体的にいいまして、どういふことになるかを伺いたい。

○鈴木(一)政府委員 法案の第五条の第二号にございます渡航制限に関する臨時措置令、これは主として沖繩、大島におる人たちは、総司令官の許可がなければ日本の国には入れない、それを侵した場合には強制送還ができるという規定であつたのでありまして、今回総司令官というものは、もうなくなるわけにございまして、この法案は当然適用はないと解釈すべきであると考えます。

(委員長退席 佐々木盛)委員長代理席

従いまして、昨日もこの点につきまして、非常に御熱心な御質疑があつたのでありますが、沖繩、大島の人たちは日本人であるという建前から、そういう人たちが日本に入つて来ます場合には、何ら制限がない、かように考えております。

○戸叶委員 そうすると沖繩の人たちは、沖繩から出入する場合に、アメリカの人の許可がなければ出て来られなくなり、また入つたりすることができないわけだと思ひます。そうすると今度は日本に参りましたときに、日本での取扱い方はどうなるのでしょうか。

○鈴木(一)政府委員 沖繩にありますが、軍政部がどういふ手続をしますかは、われ／＼の方としては詳しく存じておりませんが、日本に入ります際には自由でございまして。

○戸叶委員 そうすると、そういう方がパスポートを持つておられまして

も、別に日本ではどういふことはないので。

○鈴木(一)政府委員 どこまでも日本人として扱いますので、外国人登録法及び出入国管理令の適用はございませ

○戸叶委員 そうすると、もし万一そういう人たちが何か悪いことでもした場合に、日本で裁判を受けることになるのでしょうか。

○鈴木(一)政府委員 当然その通りでございまして。

○黒田委員 ちよつとそれに関連して、沖繩はこの法律の適用からは除外されておるわけでしょう。それから、沖繩は日本の領土であると政府は御解釈になつておるけれども、日本の法律がそこでは行われない場所であるといふこともお認めになつておりますか、さうですね。

○鈴木(一)政府委員 その通りであります。

○林(百)委員 関連して、三宅政府委員にお伺いしますが、これは重大な問題だと思ひます。韓国が朝鮮の唯一の正統代表政府だといふのです。これは御承知の通り第一に、三十八度線による分割の占領は、ヤルタ會議によつて、単に軍事的な便宜のためにやるということ、また一九四五年の十二月モスクワの四箇国外相會議で、最高五箇年間、米英ソ華の四国による信託統治に基く臨時統一政府をつくるという決定を四箇国でやつた。ところが李承晩はこのモスクワ會議の決定に反対して、いたために、ソビエト側においては、このモスクワ會議の決定に反対する李承晩を臨時統一政府の方に入れることには反対だといふことで、李承晩を入

れる入れないといふことで分裂した。ところが御承知の通りに、國際憲章の百七条によれば、この大國一致の原則というものは、國連によつても、第二次世界戦争中にこの憲章の署名國の敵であつた國に関する行動であつて、この行動について責任を有する政府が、右の戦争の結果としてとり、許可したものは無効にならない、要するにモスクワの四箇國會議で、朝鮮の問題については、四箇國一致で、ここにとりあえず最高五箇年間は信託統治にして、その後統一政府をつくるという、この大國一致の原則といふものはきまつておるわけですね。ところがアメリカがこの四箇國一致の原則を破つて選挙を行つた。しかし實際は、これは南鮮だけで選挙が行われたことはあなたも知つておる通りである。北鮮は全然これに参画してはおりない。従つてその後さらに朝鮮人民の意思に基いて、朝鮮人民共和国ができて、これは秘密のうちではあるけれども、南鮮の選挙まで入れて、具体的に言いますと、南鮮の人口千五百万のうち六百七十

籍を選ぶのは自由じやないか。しかも世界人權宣言によれば、「何人も、國籍を有する權利を有する。」「何人も、はしいまに、その國籍を奪われ、又はその國籍を変更する權利を否認されることがない。」と書いてあるではないか。そうしたら在日朝鮮人の諸君が朝鮮人民共和国の國籍を選ぶといふことは自由じやないか。それを日本にいる朝鮮人全部を大韓民國の國籍にして、そうでない者を強制送還するといふ、こんな権限がどこから出て来るのか、そんな無責任なことはいじやないか。

○三宅政府委員 ただいまの御質問の第一点であります。休戦交渉の相手方として選ぶといふことは、それが政府の代表者として選んだこととは別でございまして。政府であらうとなかろうと、戦闘の行われたその相手方にすぎないものであります。それを相手に交渉しているにすぎない、それ以外に休戦の道はないわけにございまして。

それから第二の点でございまして、世界人權宣言におきまして、「はしいまに」といふことは書いてあるのではありません、平常の場合には、はしいまに國籍を奪つたりすることはできないといふことでありまして、一國のある部分の地域の獨立を回復する、そういう場合に、その獨立を回復した地域の國の國籍をとることは當然で、そういう場合は、はしいまに國籍を奪つたとか、変更する權利を奪つたとか、さういふふうには解釈できないと思ひのでございまして。

○林(百)委員 あたたのは実に詭弁だと思ひます。今朝鮮の諸君が日本にいた、朝鮮へ帰るわけには行かない、少

くとも北鮮側には帰るわけには行かない、ここにいた。ところが、ここにいたためには大韓民國の國籍を持たなければここに置かせないといふことは、國籍を制限していることになるじやないか。日本側の都合で、あるいは李承晩政權の都合で、日本にいる朝鮮人諸君の意思を無視して、大韓民國の國籍を持たせるといふことになるのじやないか。あなたはジョイ中將が交渉しているのは叛亂軍の代表者だと言ひ、それはなせジョイ中將は、正式に朝鮮人民共和国主席といふ言葉を使うのです。あまりでたらめを言うものじやない。それでは金日成といふものは何だ。あなたは考える。しかも一方中華人民共和国だつてさうです。國連に加入させる、させないといふ問題があつても、断然たる政府だといふことは認められておる。イギリスではこれを認めておるじやないか。さうすれば、一体ジョイ中將が交渉して朝鮮人民共和国主席といふことはどういふことな

さい。あまりいいかげんなことを言ひなさんな。

○三宅政府委員 そういふ交渉の場合に、肩書がどういふことかは、その肩書を有する人が書いて来るので、それまでも拒否すれば、交渉はできないと思ひますが、そのことは何もアメリカが北鮮共和國を承認しているとか、さういふことにはならないと思ひます。

○林(百)委員 肩書を認めて、實質を認めないといふのですか。

○三宅政府委員 それはアメリカのことでありますから、私がここでアメリカ

力の解釈を申し上げることはできない
と思います。

○北澤委員 関連して一点だけお尋ね
いたします。今度の平和条約が効力を
発生すれば、日本における韓国の人は、
韓国の籍を当然回復するということは
わかるのですが、私のお聞きしたいの
は、中国人の場合であります。平和条
約によりますと、日本は台湾と澎湖島
の領土権を放棄する、従つて日本が放
棄した台湾及び澎湖島の領土権がど
に属するかというところは、まだきま
ていないのであります。従いまして、
台湾もしくは澎湖島に籍を持つてお
る中国人は、日本の建前から申しま
す、国籍がないというふうには見る
のであります。そうしますと、外国人
登録法第三条によつて登録する場合
には、旅券をつけて請求しなければ
いけません、こう書いてありますが、そう
すると、そういう無国籍の者に対しては
旅券を出す政府がないわけでありま
す。一体そういう場合にはどうお考
へておられますか伺いたい。

○鈴木(一)政府委員 今のお尋ねは、
台湾あるいは澎湖島の人たちが、登録
法でどういう扱いになるかというお尋
ねだと思います。これは日本の国籍を離
れますので、外国人になるわけであり
ますが、日本におります台湾籍の人た
ちは、すでに現在でも中国ミツシヨ
ンの許可証を持つておる方が大部分で
あります、それによりまして登録が行
われることになるのだと思います。

(佐々木(盛)委員長代理退席、委
員長席席)

○北澤委員 私がお聞きしたのは、外
国人登録法案の第三条によると、登録
証明書交付申請書それから旅券、こう

いうものを出さなければいかぬ、こう
いうわけですが、いよいよ講和条約の
効力が発生して、台湾籍の中国人が日
本の国籍を離脱するというふうになり
ますと、先ほど申し上げましたよう
に、私は、そういう人たちは国籍を持
たぬ無国籍だ、また領土権が中国に属
するということでは、連合国間にまだき
まつていないわけでありまして、そう
すると旅券を出す政府がないからして、
そういう人たちは登録ができないこと
になりはせぬかというふうに思うので
すが、その点もう一ぺん伺いたいと思
います。

○鈴木(一)政府委員 今台湾におる人
で、今後この法律が施行になりました
後に日本に入ります場合には、その人
は台湾にありまして中国政府の旅券を
持つて来られるわけでありまして、そ
の旅券によつて登録をいたすことにな
ります。また現在日本におります台湾
の人につきましては、先ほど申し上げ
したような次第で、手続上不便はない
と思います。

○北澤委員 もう一ぺん確かめます
が、そういたしますと、われ／＼の解
釈では、台湾の領土権というものは將
来連合国の間で定める。日本は放棄し
ただけであつて、台湾、澎湖島の帰属
はきまつておらない。にもかかわら
ず、台湾にいる人はすべて中国人とし
て扱ふ、無国籍ではなくて中国籍を持
つておるものとして扱ふわけですか、そ
の点を念のためお伺いしておきます。

○鈴木(一)政府委員 現在日本にいる
台湾の人々は、朝鮮の人たちの扱いと
違ひまして、特に現在の外人登録令
の適用を受けます際に、中国代表部の許

可証を持つて来るということになつて
おりますので、すでに日本におられる
方の大部分はその手続でおられます。
従つてその外人登録証明書があれば切
りかへは行われるわけでありまして、

○北澤委員 もう一ぺん念のためには
つきりしておきたいと思うのですが、
そういう中国人は一体中国の国籍を持
つておると認めるのか、あるいは国籍
を持つていない、無国籍として認める
のか、その点をはつきりしていただき
たいのであります。中国ミツシヨンの
許可証を持つて来ればその人に登録を
認める、その点はわかりませんが、し
かばそういう人たちは中国の国籍を持
つておるのか持つていないのか、その
点をはつきりしていただきたいと思
います。

○三宅政府委員 そういう点につきま
しても、現在の台湾政府との交渉にお
いてはつきりすることになつておりま
す。

○北澤委員 しかし、台湾政府との交
渉によつてきまつると申しますが、こ
の台湾の領土権の帰属は、これは日本と
台湾だけで定められるものではなく
て、日本は平和条約によつて台湾、澎
湖島の領土権を放棄したのであります
が、それを将来どこに帰属するか、ア
メリカを含めた連合国相互の間できめ
られる、日本と台湾だけではきめられ
ない問題だと考えますが、この点を明
らかにしておきたい。

○三宅政府委員 そういう正式の決定
が連合国間においてなされるまでの
間、できるだけ無国籍人を少くする
という国際間の大原則といひます
か、そういうものがございますから、
そういう趣旨にのつとつてどういふ

うに事実上やつて行くかということ
が、国民政府との間の交渉においては
つきりするのであります。

○仲内委員長 佐々木盛雄君。

○佐々木(盛)委員 私はこの際在日華
僑に対する取扱ひの問題について、一
点だけ政府の見解をたゞしてみたい
と思ひます。

ただいま審議中の出入国管理令並び
に外国人登録法案によりますと、戦前
から日本に居住しておる中国人も一般
の外国人と同様に、日本政府に対して
在留資格の取得を申請しなければなら
ないことになつております。しかしな
がら戦前から日本に居住しております
中国人は、終戦前に日本政府の厳重な
法令の制限のもとにおきまして厳密な
審査の結果、永住の許可を与えられ、
その後、長きは五十年、六十年、短か
くも数十年にわたつて日本に滞在し
ておられて、ほとんど日本人と少し
かわらないような生活を続けておるわ
けであります。従つてこれらの善良な
る在日華僑に対しては、われ／＼と
いたしましては従来の特殊関係にかん
がみ、あるいは今後の日本の善隣友好
を希望する立場から、政府といたしま
しても十分理解ある好意的な対策を講
じなければならぬのじやなからうかと
考えるわけでありまして、これらにつ
きまして政府は一体どのように取扱ひ
になるお考えをお持ちになつておられ
るかという点につきまして、所見をた
だしておき次第であります。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋
ねは、以前から日本に長く居住してお
られた在日華僑の今後の管理上の取扱
いはどうかというお尋ねと存じます
が、われ／＼がこの永住許可の扱いを

いたしましたのは、ただいまお話のあり
ましたような善良な方であり、長いこ
と日本に關係があつたというようなこ
とを非常に尊重いたしまして決定いた
したのであります、もちろん将来の国
際關係、日華關係、善隣友好のいろ
いろの關係を考慮いたしまして、十分そ
ういう人たちの永住につきましては、
好意を持つた扱いをいたしたいと存じ
ます。

○成田委員 ただいまの佐々木君の質
問に對しまして、佐々木君の触れられ
たのは在日華僑と言われたのですが、
問題は在日華僑の問題ももちろんある
でありまして、数からいいますと、ま
して、朝鮮人の問題はさらに重要な問題
だと思つております。今の鈴木政府
委員の御答弁は在日朝鮮人、長い間平
穩無事に過して来た朝鮮人について
同様の取扱ひをする、こういう意味と
解釈してよろしうございませうか。

○鈴木(一)政府委員 在日華僑と在日
朝鮮人とは根本的に違ふのでございま
す。というのは在日朝鮮人は現在日本
人である、この人たちが今後外国人に
なるわけでありまして、なお一層従
来の關係を見て好意ある取扱ひをし
てやらなければならぬということにな
ります。

○成田委員 この特別の保護の問題に
關連しまして、先ほど第二十二條の
「素行が善良であること」に「独立の生計
を営むに足る資産又は技能を有する
こと」こういう条件は今後別に定むる
方針で削除する、この御答弁があつた
のであります、その通りでございま
すか。

○鈴木(一)政府委員 適用しないとい
うことはつきりいたさせます。

○成田委員 ということは、第二十二
条の二項全部を適用から除外する、こ
ういう御方針だと理解してよろしゅう
ございますか。

○鈴木(一)政府委員 その通りであり
ます。

○成田委員 二項全部を適用除外とい
うことになりまして、今申しました
「素行が善良であること」、「独立の生計
を営むに定むる資産又は技能を有する
こと」、「これ以外の二項の前提に「且つ、
その者の永住が日本国の利益に合する
と認めるときに限り、」云々、この条項
も、長くいた方は当然日本に永住し
て、日本の国に利益のあるもの、こ
ういうように御適用にならないのであり
ますか。

○鈴木(一)政府委員 何回も申し上げ
ますが、昭和二十年九月二日以前から
おられた朝鮮、台湾の人たちには、こ
の第二十二条の一項の本文ももちろん
適用はない、適用いたしません。

○成田委員 先ほどの御質問で、台湾
人の場合現在許可証を持つておられた
だちに切りかえる、居住許可の場合切
りかえる、こういう御答弁がありまし
たのですが、朝鮮の場合は何か代表
部、ミッシンに連絡するといふ先ほ
どの御答弁があつたのでありますが、
台湾の場合は日本にいたるところの代表
部に連絡するといふことはなさらな
い御方針ですか。

○鈴木(一)政府委員 先ほど申しまし
たのは、登録切りかえの際に、従来の
在日華僑は外国人登録令によつて国籍
証明書を持つておられますから、それ
の切りかえについては別段何ら登録を
要しない。特別のものを別に添付する

必要がないといふことを申し上げたの
であります。

○成田委員 そうすると永住許可申請
がありまして場合に、その国籍は、た
とえば中国人という国籍の証明書が出
ておれば、お出しになる御趣旨です
か。

○鈴木(一)政府委員 台湾人で日本に
おる人が永住許可をもちたいという点に
つきましては、これは過去と同じよう
に、外国人登録証明書があり、そのほ
かに国籍証明書というものがあつた
れば、そのままで永住の許可が与えら
れるといふことになるわけでありま
す。

○成田委員 そのときの国籍証明書と
いふものは、たとえば朝鮮の場合、政
府は大韓民国の国籍証明書、こう言つ
ておられますが、台湾の場合はどうい
う国籍証明書を予想していらつしやる
のですか。

○鈴木(一)政府委員 今おります在日
台湾人と申しますか、そういう人たち
は、ほとんど大部分がすでに中国ミッ
ションの国籍証明書を現に持つておら
れます。それで問題は起らないと思ひ
ます。

○成田委員 現在は問題は起らないか
もしれませんが、やはり登録が切りか
えになる場合に、今後の情勢いかに
よつては問題が起きると思ふのです。
その場合の国籍証明書といふのは、中
国人であるといふ証明書なのですか、
それとも台湾政権の支配するところに
いる住民であるといふような国籍証
明、台湾政権に帰属するところの国籍
証明を持つてゐるのだ、こういう意味の証
明書なのでしょうか。

○鈴木(一)政府委員 現在中国ミッシ

ョンから証明書を出しておるわけであ
りますから、こししばらくの間に非常
な変動が予想されませんので、現
在としてはスムーズに、順調に手続が
進むもの、こう思つております。

○成田委員 それから先ほど第二十二
条の特例措置を講ぜられる、こういう
御答弁で、第二十四条の適用はもちろ
ん除外するものでない、こういうお話
がありましたので、この第二十四
条の適用の場合も、やはり法律適及の
原則で、昨年の十一月以降に第二十四
条の該当事項が発生したものに限る、こ
う解釈すべきだと思ふのですが、そ
れでよろしゅうございませうか。

○鈴木(一)政府委員 今のお尋ねは、
従来から日本にいた朝鮮、台湾人に対
して、第二十四条がどういふふうにお
用されるかといふことと思ひますが、
平和条約発効と同時にこの規則が動き
出すわけでありまして、それ以後に
起きた事例についてこれを適用するわ
けであります。ですから十一月にさか
のぼらないのであります。

○成田委員 それから、これはこの前
から問題になつたのでありますが、政
府は大切な問題になりますと日韓条約
に譲つてしまふし、それから数字的な
問題については、先日私が質問いたし
ましたところ、非常に大きな食い違い
があつたのですが、それは送還者の一万
りされてゐない。それは送還者の一万
三千人の内訳であります、大江さん
と鈴木さんの答弁は根本的な違いがあ
るわけでありまして、これをこの際明確
にしていただきたい。

○鈴木(一)政府委員 実は昨日大江政
府委員が参つておりましたが、時間が
ございまして答弁をいたさなかつた

と思ひます。あの分科会におきまして
は出入国管理庁関係の責任者がおりま
せん関係で、従つて十分な資料を提出
することができなかったものでありま
す。あのときに出来なかつた資料は、い
ろいろ想像いたしますのに、役所の方で
係の者たちがいろいろ研究してありま
した研究資料の一つが不幸にして出た
のであらうと思ひます。

○成田委員 これはひとつ明確にして
もらいたい。大江さんに来ていただき
たいと思ひますが、委員長から……。

○仲内委員長 午後呼びます。

○成田委員 それまで留保しておきま
す。

○仲内委員長 守島委員。

○守島委員 私がこれから質問し、意
見を述べようとするのは、数日來の
問題で、私から見ますとほとんど尽き
ておると思ふのであります。いろいろ
詳しく、またくどく述べられまし
て、趣旨は十分にわかつておると思
ひますが、どうも専門的な話が出たりな
んかするので、朝鮮の方々が誤解をさ
れたらう、あるいは危惧の念を抱いてお
られるような点が大部分多いようござ
いますから、ごく簡単にもう一ぺんむ
し返して御質問申し上げます。

実は、どなたかほかの委員からもた
びたがお話がございましたように、朝
鮮の方は共産主義に反対である、朝鮮
の共産党にも反対である、むしろわれ
われと同じ健康な思想の持主である。
ですから日本の国籍を離れて向うの国
籍をとるには、やつぱり向うが統一し
た国になつてからとりた。これは感
情として認めなければならぬ、相当是
認しなければならぬ考へたと思ひま
す。その人たちは今度日本の国籍をな

くなされて、向うの国籍をとるとき
に、大韓民国の国籍をとるといふこと
は、どうもやつぱり何だかやだ、朝
鮮全体が一緒になつたときにとりた
い。そこでしばらくの間は無国籍でも
行きたい、こう言われる。これはもつ
ともでございます。ところがわが方
は、朝鮮において大韓民国を唯一の国
家として認めてゐる。北朝鮮の政府と称
するものなんかわれわれは全然認めて
おらぬ。ですから今度の交渉でこつち
の国籍がなくなる。そうするとこれは
当然大韓民国の国籍をとらなければな
らぬ。皆さんの感情はわれわれは非常
に察するけれども、しかしながら筋違
いのことはわれわれはできぬ。です
からあの人たちは全部大韓民国の国籍を
とられる——これはやむを得ないこと
でございますが——と仮定をいたしま
すと、その人たちの間にはどうして
その感情にとらわれて、新たな国籍
をとられない人が非常にたくさん出る
場合があるかもしれぬ。私はないこと
を希望いたします。希望いたします
が、あるかもしれぬ。それからこうい
う説があります。私はそれはほんとう
ではないだらうと思ひますけれども、
今の大韓民国の代表部は、今まで大韓
民国側からの登録を得ていない人は、
これは新たに行つても受付けません。お
前たちはこれは北の方の共産党に協力
しておるのだから、受付けないといふ
ような態度である。私は絶対にそうい
うことはないだらうと思ひますが、今
度の交渉でもそういうことがないよう
に十分その点は交渉していただきたい
と思ひます。もしまた大韓民国の代表
部、追つて韓国大使館になる大使館

が、そういう理由で証明書を出さぬ、旅券を出さぬということになれば、これはとんでもないことであつて、非常にたくさんの方ができるわけだ。私が了解するところでは——了解しないところでもいい、これは常識でございしますが、日本政府がたぐさんの韓国の方を無理やりめちやくちやに韓国に返そうというようなことは全然ない。好意を持つて優遇して、そうしてごく少数の人はやむを得ませんが、ほんとうに穩健な方はなるべく日本にとどまつて、そうして日本人と協力していただくことを政府は希望しておられるだらうと思ひます。ですが、今のそういう誤解があるのと、また今申します大韓民国の代表部、また大使館になつたときの大使館が、今までとつていないものはもう旅券を出さぬというようないことをしきりに危惧の念を抱いておりますから、万一結果といたしまして、この韓国との条約ができましたあと、多数のそういう韓国籍をおとりにならない方が出ますときには、これは何とか政府が特例をお考えにならないければ私はならないものだと思います。その点もきのうあたり、おとといあたり政府から御答弁がございましたけれども、もう一度そういう点について、政府の明確なる御返事をいただきたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 たいだいまお尋ねと申しますか、再度の御質問があつたのでございしますが、昨日岡崎國務大臣から非常に熱意を持つて、日本政府としては終戦前から日本におられた朝鮮、台湾の人たちに対して善意を持つて、安心の行くような措置をとるといふようなことを御答弁があつたわけでありまして、さらにそれを繰返すにすぎないのでございしますが、ただ国籍の点につきましては、今守島委員の方からお話がありましたように、これは国籍選択というものでなしに、元の韓国に復帰するのであるという觀念に立つて、平和条約その他が進行しております關係上、全部が韓国籍をとられるというところはやむを得ないことであり、従つて無国籍というようないこともあり得ないのであります。ただわれわれといたしましては、實際上の問題として、韓国政府が今いる在朝鮮人を全部平等に扱うかどうかというやうな点について御心配があるやうであります。もちろん平等に考えられるのが当然でありまして、われわれとしては特に心配をいたしておらないのでありますが、ただここで注意を申し上げておきたいことは、ただいまわれわれの方でやつております外国人登録令によつて、国籍欄に朝鮮あるいは韓国という字を書かしておりますが、これは数字から申しますと、朝鮮と書かれておる人が五に對して、韓国と書いておる人は一でございします。五對一の割合でございします。朝鮮と書きましたのが現在の韓国政府の方からは、全部差別待遇を受けやしないかというやうな御心配があるやうであります。これはこの登録の大字がたゞ二つになつておりますが、これをもつて国籍を云々する意味にできておるのではないのであります。この沿革は先般来るる申し上げております通り、日本政府として一律に朝鮮として出発したのであります。その登録を始めた後に、韓国代表部ができました、韓国として登録してほしいという希望がありまして、司令部の方の話もあつて、それでは希望する者だけ韓国というやうになつております關係で、手続がちがはうになつて、あとから韓国として国籍欄に記入した人たちがあつたわけでありまして、これをもつてただちに韓国あるいは北朝鮮という意味を現わすものじやない。従つて韓国政府とされまして、もおそらくこの朝鮮、韓国の區別なしに一律に韓国の国民であるという取扱ひをされるのは当然であると思ひます。くれぐれも申し上げますが、管理令の立法の精神にもよります、外国人として扱う際には人道に反するやうなことはしないという趣旨で、日本に特に長くおられたかつての日本人に對しては、十分御心配のない措置をとるというところでございします。御了承願ひたい。

○守島委員 詳しく御説明がございしましたが、どうも要点をはずれておる。今の説明は大體今まで聞いております。それ以上の御答弁がきのうあつたはずだと思ひます。といひますのは、今度の韓国大使館で差別待遇はせぬだらうと思ふけれども、もし万一したとき、さつきから申します通りに、感情上どうしても韓国の国籍をとりにくくな。共產主義でも何でもなく、普通のわれわれと同じ堅実なる今の日本人、将来の朝鮮人、しかしながら感情上どうしても全体に歸つたときにとりた、今国籍はとらぬという人が案外少くないのじやないか。またなるべくとつていただきたいと思ひますけれども、万一そういう人がたくさん出たとき、十萬も二十萬も三十萬もそういう人が出たとき、それを強制して向うに返すというところは、政府の意思でも何でもない。ですから、何かそういう場合に特例をおとりになるというやうなお考えがあるのじやないだらうかと思ひますが、その点の答弁がございませう。ですから、もう一ぺんその点を明確に御返答願ひたいと思ひます。

○三宅政府委員 今のお尋ねの要点は、国籍の問題と、それに伴う便法と申しますか、こういうことに關すると思ふのであります。この国籍の問題は、これは先方の政府がきめることとございまして、日本政府としてはいかんともすることができないのであります。が、その便法につきましては、国会におきましてそういう御希望と申しますか、御意見がございましたことを日韓交渉の当事者に話しまして、何か便法を講ずることについて、向う側に異議がないかどうかというのを十分相談いたすやうに、私から上局に話をしようと思ひます。

○守島委員 しつこいようですが、どうも要点がはずれておる。向うと御交渉になりまして、大體話合ひがつくかもしれないけれども、なか／＼向うが聞かない。大韓民国が万一差別待遇をする、私はないだらうと思ひますが、万が一する。もう一つは私の想像では、日本の国籍を離れた瞬間に、これは向うの内政上の問題でございしますが、全部韓国籍をおとりになるだらうと思ひますけれども、日本に居住するために大韓民国の大使館の証明書を、旅券をもらわなければならぬ。それをさつき申します通りに、感情上全部一緒になつたときに旅券をもらひに行く。そうすると全部一緒になるときはまだ大分先である。今旅券をもらひに行くのにどうしても感情上もらひに行けない。そうすると永住の許可を得ることができぬ。そうすると強制送還され。それは私どもの立場から見ますと、そういうことをおやりにならないで、大使館においでになつてその感情を押えて、便宜上国籍をおとりなさいと言ひたいけれども、そういう感情の人が非常にたくさん出たときに、何か日本政府が、日本政府だけで——向うとの交渉がございせん、日本政府だけで無国籍の人にそういう特例をおとりになるお考えがあるかどうか、そういうことをお尋ねしてはいるのです。これがごく少数の人であつたならば大した問題ではありませんけれども、日本におられるのは、きのうかおととい聞きますと約六十萬近い。かりにその一割でもそういう感情を制し切れない人があつたとすれば、これは同情すべき人です。それも善良なる朝鮮人の方々でありますから、おとりになる方が大部分だと思ひますけれども、かりに一割、六萬の人が感情上どうしてもいやだという人があれば、それなら帰れというのは人情じやない。またそれは日本政府の本意でもない。そのときに——今すぐじやありませんが、そういう事態ができたときに、何か特例をお考えになつてはいるかどうか、それをお尋ねしてはいるのです。

○三宅政府委員 今のお尋ねのうちに、どうしても国籍をとるのがいやな人があつたとおしやるのですが、昨日来もる御説明申しておりますやうに、日本国籍は喪失する。そのあとの国籍を持つたかというところは、これは韓国政府がきめることとありまして、韓国政府のきめるところは全部韓国人である

という決定のようでありますから、その点は日本としてはいかんともできないと思ひます。

○守島委員 どうしても要点に触れてない。三宅君非常に頭のいい人なんですけれども、要するに国籍は私がさつきから言う通り、もう当然向うに行き。ただ大使館に旅券をとりに行かない人の場合はどうなるか。そのときこれが非常にたくさんあつたときは特例を——これは将来の問題です。

これは一年、二年後の問題と思ひます。あるいは半年後の問題かもしれぬが、とにかく将来の問題として、そのときに日本政府はそういう人を無理やりに追い返そうという御趣旨にやないだらう。御趣旨でなければ、そのときに何か立法措置とか何とか措置をおとりになるだらうと私は想像しております。私は外務大臣ならそれをやります。しかし外務大臣じゃございせん。ですから政府はお考えになつてゐるはずだと私は考へております。そのでなければ、あなた方が好意を持つておる、好意を持つておるとおつしやられても、いざという場合には、そういう四十万の人を無理やりに返さなければならぬ。ですから何か将来の特例をお考えになつてゐるかどうかいふことをお尋ねしておるのです。

○鈴木(一)政府委員 だいたいいろいろお答え申し上げましたが、いずれも要点をはずれているというところございまして、要点はこういうことであると思ひます。われ／＼の方の今御審議を願つております法律案二つございしますが、最初にぶつかります問題は、登録の切りかえでございます。それは講和条約が発効と同時に半年以内

に切りかえという問題が一つ出て来る。それからもう一つは、これは日韓会議の内容になるわけですが、永住許可をもらう時期がある。これは会議の内容によりましてどのくらい先になるかわかりませんが、これは一、二年より先に実際問題として現われて来る問題だらうと思ひます。最初の登録の問題につきましては、先ほど御答弁申しましたように、現在外国人登録証明書を持つておられる、その単なる切りかえでありますから、別に国籍という問題は問題にならないで進行するものと思ひます。永住許可を受けます際に——数年と申しますか、一、二年後、それ以上あとで永住許可の手続をいよくいたします際に、大韓民国の証明書が外国人登録証明書のほかに必要であるということになるわけでありまして、そこでたゞいまお尋ねの問題が起きて来ると思ひます。今われ／＼の見過しにおきましては、きのう閣議の閣議大臣も仰せられましたように、おそろく韓国側におきまして、外国人登録証明書を持つておる朝鮮の人たちには、機械的に韓国の証明書を出す、そういうような方法も十分考えられるというところを閣議大臣は言つておられた。そういう趣旨で交渉の方も御交渉になるということも言つておられるのでありまして、それが一つの便法の内容かとも思ひますので、万々そう大したトラブルなしに進行するのではなからうか、かように考へます。

○守島委員 大体軌道に乗つて参りますが、韓国の方は非常に心配されておりますから……。日本の立場として

できないことはしかたがございせんけれども、できることは十分丁寧にはつきり知らしておく必要があると思ひます。それからもう一ぺん繰返して申しますが、そうすると半年以内に登録をする、これは韓国政府の韓国大使館の証明書その他手続をとらないですぐでできるわけですか。

○鈴木(一)政府委員 さようでございます。

○守島委員 それから永住許可の問題は二、三年後の問題で、それから先はどうか申します通りに、できるだけ大使館の旅券をついていただきたいが、そういう場合にも非常にたくさんおられる人があるときには、私は韓国政府も考へるだらうと思ひます。また日本の外務省も、そういう問題で日本で騒動が起つたりなんかする。非常な不平やなんか起つたりすることは困るから、これは御交渉になるだらうと思ひます。それからまた韓国の方でどうしてか、そういうことを聞かぬときには、日本政府がそのとき初めてそういう人たちの救済の特例をとるだらうと思ひます。私の想像ですけれども、当然そうならなければならぬ。二、三年後のことを今政府委員たるあなた方にお聞きしまして、もうわかりませんから、これで打ち切りますが、政府としては二、三年後に方一、そういう事態が起るようなことがございましてならば、ひとつ慎重にお考えになつて、そういう人たちがほんとうに困らないように——悪い人はしかなからぬけれども、ほんとうの善意の人は困らないように、数年後に十分御措置をとられるように今から考慮され、そのときになつてその措置をとられることをお願いしたい、これを

希望いたしましたして、私の質問を打ち切ります。

○成田委員 関連して。今守島さんから非常に情理を尽した、自由党には珍らしい御質問があつたのですが、それに對しまして永住許可は、今守島さんは二、三年後と言われましたが、政府の答弁は多分一、二年後と言われました。一、二年と二、三年とでは相当な開きがあるのです。大体確定な見通しとしては、何年後に永住許可申請の問題が起るか、ひとつ御答弁願ひたい。

○鈴木(一)政府委員 その点は日韓会議でやつておりますので、大体今お話をしておりますような数字と大した開きはないだらうと思ひます。

○成田委員 守島さんは二、三年と言つたので、二、三年後にそういう問題が起きたときに善処するやうな法律を政府はつくれば、それは信頼している、こゝろ言われているのですが、もしこれが二、三年でなくして、半年というところになりましては、やはり半年後その問題が起きたときに、ただちに守島さんのお考えになつてゐるやうな法案をおつくりになる意思があるかどうか、承りたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 少くとも一年以内には起らないだらうと思ひます。

○仲内委員 官房長が見えておりますから、成田君、質疑を願ひます。

○成田委員 大江さんに二月二十一日の予算委員会第二分科会で私強制送還の予定人員を、予算書には一万三千人と載つておりますが、その内容をお尋ねいたしましたところ、現行犯が三千六百三十、登録令違反が二千三百、臨時措置令違反が八十、それから結核による退去者が三百、貧困者の退去が五

千三百五十、麻薬によつて逮捕された者が四十、暴力団体として指定された者が千三百、これを合計いたしますと、ちよど一万三千人になるのです。内容の善悪は別といたしまして、まことに確実な資料をお出しになつた、こう考へております。ところが、一昨日でございまして、鈴木さんにこの問題をお尋ねしますと、これは守島さんの御意見で、政府は調査して、さらに正確な回答をしるというところ、きのう鈴木政府委員から御答弁になつたところを聞きますと、全然内容が違ふ。少しの出入りは同じ政府でもあり得ると思ひますが、全然内容が違つてゐるので、どちらが正しいのかはわかりません。ただ私の印象として、大江さんはまことに自信を持って詳細な数字をあげられた。しかも一万三千という数字がちゃんと出て来ている。鈴木さんは私の質問に対して最初数字の発表をしなかつたが、急遽数字を整へられて御答弁になつたのではないかと思ひます。考へて大江さんの数字が私は正しいと考へてゐる。現に二十一日の予算委員会第二分科会で、大江さんからこういう答弁があつた。私がこれじや予算書に上つてゐる不正入国者の強制送還費というものは問題にならぬじやないか、不正入国はほとんどないじやないかと言つたら、鈴木さん自身はその点を認められて、「不法入国という範疇では、お話を通りすでに正当に入つておる者についてこれを不法入国者と断定しますことは、言葉の上から誤りであると思ひます」と言つて鈴木さん自身認められておるのです。そういう点からい

ても、大江さんの言われた数字が

希望いたしましたして、私の質問を打ち切ります。

希望いたしましたして、私の質問を打ち切ります。

正しいと思う。きよの鈴木さんの御意見では、大江さんの何か仮の資料を報告したのだという様な答弁だったのですが、その間の経緯を承りたいと思います。

○大江政府委員 たいま成田委員から御質問の点につきましてお答えいたしますが、当時非常に取急ぎまして、まだ研究中の、しかも古い資料を私に用意に発表いたしましたので、これは私の手落ちでございます。昨日鈴木政府委員から申し上げた数字によつて御了承願いたいと思います。私は非常に自信を持つて申し上げたわけじゃなくて、むしろ非常に自信がなかつた。

と申しますのは、弁解するわけではございませんが、あのとき入国管理庁の政府委員の方からおられなくて、私は係の者の資料によりまして、それを十分検討いたさないで申し上げたので、これは私の手落ちでございますから、さよう御了承願いたいと思います。

○成田委員 大江さんは忠ならんと欲して、わざ／＼みずから責任をかぶつていらつしやるのですが、これが犯罪だつたらたいへんです。国会の答弁だから、その問題にならないと軽くお考えになつてゐるかもしれませんが、問題は、大江さんとしては自分が誤りだと言つて、責任をかぶられても大した問題じゃないと思ひますが、私たちの受けた印象では、大江さんの言われるのはほんとうだと思ひます。現に先ほど申しましたように、鈴木さん自身その数字を根拠として不法入国云々と言つたのは誤りであるということをお認めになつてゐる。しかも不用意に言われたというのですが、これだけの正確な数字が不用意に出るはずはないと

思うのです。少しばかりの数字の出入り、これは私たちは資料だからあるうと思ひますが、鈴木さんの示された数字とは根本的に違つてゐる。もし大江さんの言われたことが事実だとすれば、全然でたための数字を御発表になつたとして解釈できない。それじやまつたのでたための数字を委員会に御発表になつたのですか。

○大江政府委員 決してでたための数字ではないのであります。これはまだ結論を得ない古い研究中の資料だつたのでございまして、昨日鈴木政府委員から申し上げた数字によつて今後の御検討をお願いしたいと思います。

○成田委員 大江さんが政府に忠ならんとするあなたの気持はわかりますから、私はこれ以上申し上げません。

○仲内委員長 黒田壽男君。

○黒田委員 私はいろいろとお尋ねしたいことがありますが、便宜上たゞいま問題になりました永住許可の問題につきまして、今までになされた質問応答を多少整理しながら、残された問題点につき、御質問申し上げてみたいと思ひます。

現在中国の人々、朝鮮の人々がこの法案を非常に重大視されておりますが、この出入国管理令の法律化は、今後日本に出入国する外国人を管理することを目的とした法律の制定であるという説明にはなつておりますけれども、実際には、終戦前から長く日本に在留してありますこれらの国の人々を対象としたとして、強制退去の方法で追放することを目的としておるのではなからうか、こういう心配なり不安なことが今非常に濃くたゞよつてゐるのではありません。委員会の審議も自然そう

いう点に集中されて来たのであります。そこで私もこの問題につきましてお尋ねいたしますが、最初永住許可の問題について若干御質問いたしまして、それから強制退去の問題につきましては、まだあまり質問が出ておりませんので、それに触れてみたいと思ひます。

大体今までの質疑を総合してみても、まず永住許可の問題であります。これを法文の上から研究いたしますと、要するに、管理令第二十二條の問題であると思ひます。そこでこの管理令第二十二條に含まれております問題は、第一項の問題は国籍証明書の問題を中心とする問題であり、それから第二項は、先ほど申しましたように、管理庁長官によつて申請者が永住許可の条件に適合するものであるかどうかというのを判断されるその条件の問題である。こういうふうな二つにわけて考えられると思ひます。

そこで永住許可の問題を取上げてみますと、永住許可につきましては、今回の改正法律案によりまして、二つの場合が示されてゐるのであります。一つは、中国大陸出身者に関するものと、それから一つは、従来日本人でありましたが、平和条約発効によりまして外国人となる人、すなわち法案で朝鮮人及び台湾人という名前で呼ばれておる人々、この新たに外国人となる人々に関するもの、この二つの種類の外国人が対象となつて、別々の取扱いがなされておるといふこと、このことがまず第一に指摘できます。それは何であるかと申しますと、第一に、在留資格なくして在留する期間について、同

じやうに外国人であるとは申しまして、この二つの種類の外国人について差異が設けられておるのであります。中国大陸出身者については、この法律施行の日から六箇月間は在留資格なくして日本に在留し得る、こうなつております。ところが、法案で朝鮮人及び台湾人という名称を用いておられます新たな外国人に対しては、別に法律の定めるところによりまして、在留期間並びに在留資格が定められて、この二つの種類の外国人について別個の規定が設けられておるのであります。そこでまず朝鮮人並びに台湾人についてであります。これは今申しましたように、別に法律で在留期間並びに在留資格を定めるといふことが、改正法律案の条文の中に現れております。永住許可を得ようとするときの条件、在留期間、資格等につきましては、朝鮮人及び台湾人の場合は、新たに立法することになることが書いてあります。中国人の場合は六箇月という期間が定められてしまつておるのであります。その六箇月の間に永住許可の問題が解決しなければ、非常にむづかしい問題が起ることになる。ことに許可の申請の期間は、中国人の場合には必ず三箇月でありまして、三箇月の間に永住許可の申請をしなければならぬ。もし許可の問題が決定しないまま六箇月たれば、在留資格なくして日本に在留する期間は経過してしまふ。朝鮮人、台湾人の場合には、別に定める法律によつてこのことがきまるのでありますから、それほど急迫した問題は、ない

と思ひます。両者にはこの差があるのです。在留資格なくして日本に在留し得る期間についてこの様な差があるだけでなくて、さらに第二十二條の適用にあたつて、別の問題があらにある。先ほど問題になりましたが、この第二十二條の第二項は朝鮮人及び台湾人には適用しない、こう言われたのであります。これは立法によつて適用しないこととする、言いかえれば、適用しないという法律をつくるという御趣旨でありますか、それとも単なる行政上の手心として、行政官の単なる技術上の取扱いとして、第二十二條二項の適用をしないというだけのことでありますか、その点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木（一）政府委員 それは立法上の手続によつて適用しないという措置をとるのであります。

○黒田委員 先ほどどうお聞きしたのであります。念のためにあらためて御質問申し上げます。そうしますと、中国人の場合はどうなるかという問題が起ります。別に定める法律によつて在留期間及び資格をきめるというのは、朝鮮人及び台湾人に対する場合であります。中国人の場合はこの規定が法文の上に現れていないので、そこで中国人に対する場合はどうなるか、法律によつて約束されておるから、中国人の場合はどうであるかということをお聞きしてみたいと思ひます。

○鈴木（一）政府委員 中国の方は、先ほど御質問の中にありましたように、朝鮮、台湾とは別個でございまして、第二十二條の永住許可手続によつてやるわけでありまして、

○黒田委員 はつきり聞えなかつたのですが、中国人の場合は、やはり第二十二条が全部適用される、こうおっしゃるのですか。

○鈴木(一)政府委員 中国人で台湾人以外の者は第二十二条の手続によりまして——永住許可を申請する者については第二十二条の適用をするわけであり

○黒田委員 これで大分問題が明らかになりました。しかしこれは相当に重要な問題だろと思ひます。先ほど第二十二条第二項の適用をしないとおつしやいましたが、他の委員諸君の中には、今日まで永年わが国に在住しておる人で初めから外国人であつた者と、それから新たに外国人になる者と、そのいずれもが将来永住の希望を持つておりますときに、第二十二条の第二項は両方に適用されないというふうにあるいはお聞きになつた方があるかと思ひましたが、私はそこに問題があると思ひましたので、特にあらためてお尋ねしてみたのであります。念のためにいま一度お聞きしますが、第二十二条第二項の適用は、この出入国管理令の一部改正に伴う経過規定の第二に規定してあります「昭和二十年九月二日以前から引き続き外国人として本邦に在留する者」これは主として中国人の場合がこれに当るものと思ひますが、この者には適用する、こうおつしやるのですか。これは相当重大な問題であると思ひますので、お聞きしておきます。

○鈴木(二)政府委員 お尋ねの要点は、まず終戦前からおります中国人、その他中国人に限らず一般の外国人、たとえば白系ロシア人とかいふ／＼な外国人がおりますが、こういった人た

ちは、この法律が施行になりますと、つまり平和条約発効と同時に、この第二十二条第一項の第二号といたしまして、新しく在留資格を申請しなければいけないという規定でございます。従いまして、まずこの第二十二条の規定に従つて、終戦前からある中国人で、永住許可を得たい者は永住許可を申請するし、それから私は期限付でいいという者は期限付の申請をする。従いまして、永住許可を申請する場合は、この管理令第二十二条に従つて永住許可の申請をする。そしてまた期限付の資格を取得しようとする者は、その前の第二十二条の資格変更の規定に従つて新しい資格を申請していただく、かようなことでもあります。その意味は、御承知の通り終戦前からおります／＼な外国人の方々は、元の内務省が所管しておりました時代に、内務省令による出入国管理と申しますかの規定に従つて入つて来た方々でございまして、管理令によるいわゆる在留資格とか永住権とかいふようなものが実はなかつたわけでありまして、その当時の扱いといつたしましては、滞邦許可といひますか、期限付で切りかえて行くというやうな制度になつておつたやうでござい

ます。それが終戦後になりまして、総司令部の外国人管理ということになりました。日本側のそういう措置が今日まで実はとられていなかつたわけでありまして、従いまして、現在こういう方々は、何ら管理令による在留資格とか、在留期間という定めがないままに、今日まで来ておる。平和回復と同時に、日本の管理制度というものが総司令部の権限からはなれまして、日本側が自主権を持つ。そういう意味合いから、終戦前からある方々に対しても管理令を適用する。そこでまず問題になるのは、在留資格、在留期間といふものが、この人々にはないから、この第二十二条の二項によりまして管理令による在留資格、在留期間を申請してください、こういうことになつておるわけでありまして、従つて在留資格を申請する人は、永住を希望するものは永住許可の申請をすればいい。私は永住許可の必要はない、期限付でいいという人は、第二十二条の期限付の資格を申請されればいい、かような趣旨であります。

○黒田委員 私が心配しておりましたように、政府の御趣旨は、はつきり區別されておるということでもあります。これは中国の人に対しては、非常に不安を与える問題を提起するものではないか、と考へます。先ほど申しました通り、今日まで不安を感じて来たのはこの点ですが、その不安は解消されないことになると思ひます。そこで法文の解釈はさうであるといひましたが、それではお尋ねいたしますが、かようにいたしました、中国人を含む外国人に対するもの、これには白系ロシア人その他若干の外国人がおりまして、これが、これらの外国人のことは問題になつておりません。今日主として問題になつておりますのは、大陸出身の中国人であります。その人々に対するものと、それから今申しましたように朝鮮人及び台湾人という、新たに外国人になるこの外国人に対するものとの間に、今はつきりいたしましたやうな區別が存在するということになります。さうなつて参りますと、次に起りますことは、先ほどから問題になつてお

ます国籍証明書の問題と、それから第二十二条第二項の問題であります。朝鮮人及び台湾人につきましては、第二十二条第二項の問題は大体解決したと私は承知いたしました。必ず第二十二条第二項の適用を除外する立法がなされるのだという政府の御説明を信ずることになりました。が、中国大陸出身の人々につきましては、第二十二条第二項の適用の問題がありますから、相当これは大きな問題になるのではな

○鈴木(一)政府委員 素行が善良であるかと思ひます。そこで先ほどお尋ねいたしたことが、第二十二条第二項、本文の方

はあとにいたしました。そのあとに、二と示されておりますその一方の、素行が善良であるという認定、この認定を受けなければ、従来長い間日本に住んでいた中国大陸出身の人は、今後永住の許可を受けることができないということになるのであります。そこで素行が善良であるというのは何のことであるか。先ほど林君からカフエーに通つてもどう言われるものではないかといふやうなお話がありましたけれども、これはきわめて卑近な比喩でありまして、私どもはカフエーにちよつと行つたからただちに善良であるとかないとかいふ問題が起るといふうには考へません。もつと明確な標準がなければならぬと私どもは考へるのであります。この点を政府はどういうふうにお考へになつておりますか。

素行が善良であるといふのは、決定の基準、これをもう少し明確にお聞かせ願つておきますと、これは大陸出身の中国の方には非常に不安であると思ひます。たとえばこのいわゆる素行の問題の中に、思想の問題といふものも含めるのか。彼は資本主義を肯定し

ない思想を持つておるから、これは素行が善良でないといふように認定するのか。法律の問題としてこんなふうに考へたら、これは切りがないのであります。これは法律の問題ではないと思ひます。これは法律の問題として善良であるかといふことをきめる場合は、そのやうなばんやりした基準であつてはならないと思ひます。法律上善良であるかといふ基準を、ぜひここで明示したいと思ひます。

○鈴木(二)政府委員 素行が善良であるといふことの基準につきましては、お尋ねは、先ほど一応お答えをいたしたものであります。一つは基準といたしましては、少くともこういふことが基準になると思ひます。それはかつて犯罪を犯したことがなかつた、刑罰を受けなかつたといふやうなことの証明があれば、それは素行が善良であつたといふことの証明になると思ひます。

○黒田委員 いわゆる前科者でないという証明ができれば、素行が善良であるといふことの法文の規定をパスできる条件になる、こういうやうに解釈してよろしいでしょうか。これは非常に重要な問題ですから、念のためにお聞きしておきます。それでよろしいでしようか。しかしこれにも問題がある、たとい前科者であるといひました、現在その前科を悔いておれば、かえつて前科者でない人よりも、もつとりつばな人間になつておるかも知れません。前科者であるとか、前科者でないとかいふこと——政府は簡単にお考へになつておるやうでありますけれども、私も、私どもこの標準でその人物が善良であるかどうかをきめるのは、形式的には決定の標準として非常に便利な標

準のように考えられますけれども、しかしもつと深く考えますと、人間が善良であるかどうかという問題を、前科者かいないかという標準で定めてはならぬと私は思います。しかしこれは議論になりますから、政府の御見解を承る程度にしておきます。

さらに私が質問したいと思ふことは、そういう標準だけかということであり、何かほかにもある／＼と政府は基準を持つておいでになるのではないかと、ということになります。

○鈴木(一)政府委員 今のお尋ねは、特に朝鮮、台湾の人たちに対しては、中国人については取扱い上非常な差ができて来るという前提でのお尋ねと思ふ。その点につきまして、中国の人で従来から長いこと日本におつた人たちに對する永住許可の問題につきましては、従来その人たちが平穩に日本に生活しておられたという事実を基礎にしまして、好意をもつて扱うという趣旨でこの素行の善良というようなくとも考へて参りたいと思ふ。

○黒田委員 そうしますと、大体それ以上には第二十二條第二項の素行の善良の条件というのに関するものはない、こういうふうな解釈してよろしいのです。非常にくだいようでありますけれども、よく伺ひしておきます。と、こういう漠然たる規定が、それを適用される者には一番恐ろしい。こういう規定の適用で人權の蹂躪、基本的人權の無視というやうなことがよく起るのです。漠然たる規定が一番あぶない。それで私はこのようにしつこくお尋ねしておるのであります。長い間日本に住んでおつて、前科を犯したことの無いような者は、大体この条

件に當てはまる、素行善良であると認定するとおつしやいます、その通り政府の御解釈として承つておきます。ところがいろいろ／＼と聞きに聞くのであります。たとえばこの管理令の第五条に當るやうなものを、善良でないというように御解釈になるのではなからうかという心配をしておる者もなきにしもあらずであります。そういうことはございませんでしようか。念のためにお聞きしておきます。

○鈴木(一)政府委員 第五条の例を引きになりましたが、これは大体第二十四條と同じやうな条文になつておりまして、第二十四條は、これに當れば強制退去はさせられてもしかたがないという条項の一つになるわけであり、これに當るといふ場合には善良であるといふことは言えないのではないかと、と思はれます。

○黒田委員 しかし初めからそういうものを予想しておるというのではないのでございませうね、それだけお聞きしておきたい。

○鈴木(一)政府委員 われ／＼の立法のときには、あるいは今後におきまして、そういうやうな、返すことを主にしてこの立法をしておるのではないのであります。特に従来から日本におられたというやうな人に対しては、最も好意をもつて考へるといふ前提で、その精神でこの法を運営して参りたいと思ひます。

○黒田委員 要するに今までのお話は、とにかく今まで在留しておつたのであるから、前科者でなければ、前科者を標準にするのもどうかと思ひますけれども、前科というものがなければ、一応その他のことは考えないとい

う御趣旨である。今後のことはあるいは第二十四條で、今後入国して来る者には第五條の問題もあるかもしれないけれども、ともかく今まで長い間在留しておつた者については第五條と第二十四條という問題は全然考へない。一応前科者でなければその人の人物考査とか何とかそんなことは全然しない。思想がどうこうというやうなことも考へない。前科者でなければ一応第二十二條の第二項に該當するものとして、永住許可の条件に該當するものやうに思ふ。これが長官のおつしやるきわめて善意な解釈ということだと思ひます。そういうふうに聞かして

おいていただければ結構である。この前科者の問題もあとで聞くかも知れませんが、とにかく、これに當らなければ第五條あるいは第二十四條の問題にしない。素行が善良であるかどうかということを条件として、在来の永年居住者について、将来永住の許可を与える場合に、新たに素行問題を考へ直すというやうなことをしないようにすべきだと私は考へましたので、この質問をしてみたのであります。それでは私はこの点についてはこれで終ります。

○成田委員 関連して伺ひます。今の黒田さんの御質問に對しまして、第二十二條関係で、二十年九月二日前に長く日本にいた者は永住許可を与える方針であるといふことを明確にされたのであります。強制定置の一萬三千人の中に、従来日本に長くいた人を何人くらい強制定置の対象として政府はおあげになつてゐるか、その数字を承りたい。それから先ほど大江さんが、自分の説明はまったく誤りであつた、結局鈴木さんの数字が正しいと言つてあ

やまれたのであります。この数字をもう一度はつきりいたしておきたいと思ひます。強制定置一萬三千人の内訳として、そのうち従来長くいた人がどれだけ入つておるかといふことをお示し願ひたい。

○鈴木(一)政府委員 一萬三千人のうち従来おつた人が何人くらいかといふお尋ねでございますが、実はそれはつきりわかりませんが、全体として、従来の実績で、密入国をして来た人たちの確率に換算されました人数、それからその検査をします當時に、目撃したり何かしまして、あれは密航者であるといふ確證を得ました数字、それから過去において登録令違反であつた数字、それから脱船をしますというやうな、いわゆる密出国をしますというやうな、いわゆる密出国をしますというやうな過去の実績による数字、そういうやうな過去の実績による数字をきめたのが約一萬二千になるわけであり、そのほかに新しい管理令によつて幾分か返すことになるであらうといふやうなことで、その内訳について何が幾つというふうにお尋ねのわけに参りませんので、その一割を足しまして一萬三千といふ数字が出ておるのであります。

○成田委員 一萬三千の登録令違反と、密入国、脱船、その他この数字をはつきりさしていただきたいのです。何度もかわりますと非常に迷惑でありますから、それから、二十年九月二日前に永住していた人たちが、どれくらい対象になるかといふことはおわかりになりますか。大体の割合でもおわかりにならないかどうか、お尋ねいたします。

○鈴木(一)政府委員 密入国者の検査人員は、昭和二十一年から二十五年までの五箇年間の集計が四萬三千三百六十五でございまして、それを年平均いたしまして八千六百七十三名となり、それから密入国者で、いわゆる逃亡してそれを確認した数字であります。これは二十一年から二十五年の總計が一萬一千八百二十二名になります。平均しまして年二千二百十六名。それから登録令違反人員であります。これは昭和二十五年の十月、十一月、十二月の三箇月の実績であります。三箇月で二百二名で、これを年に推計しますと四百八名になるわけであり、それから船から逃げた者、主として船員であります。それが昭和二十五年におきましては六百六十名でござい、今申し上げました年平均の数字を足しますと、それが一萬一千九百五十七名となるのであります。これにその一割をかけた数字が一千九百五十五名になります。全部集計いたしますと一萬三千五百五十二名になります。これを端数を捨てまして一萬三千名といふ予算上の計数としたのでござい、ます。

○成田委員 そういたしますと、この基礎は、密入国者で、逃亡、登録令違反、脱船の数を、昭和二十一年以後のもので計算の基礎をお立てになつたもので、二十年九月二日前のものはこの数字の基礎になつていないわけですね。数字的に見ますと、長くない人は強制定置の対象には一応なつていないと解釈できます。

○鈴木(一)政府委員 その通りであります。

○黒田委員 私は今まで、永住許可の問題に關連して第二十二條第二項の問

題を中心質問いたしました。次に同じく第二十二条の関連問題として、国籍証明書の問題について多しお尋ねしたいと思ひます。これは今までの他の委員諸君と政府との質疑によつて大分明らかになつたと思ひます。それによつて、念のために少しお伺ひしてみたいと思ひます。これは元来国籍証明書の問題でなく、管理令一般の問題であります。先ほどもちよつとこの問題に触れましたように、政府はこの管理令を、一般に認められた国際慣行を十分に尊重して、これに一致せしめるように制定した。こういう御趣旨の説明であつたように拝聴いたしました。どうも私にはそう思われなかつた。一般に認められた国際慣行に一致せしめるといふことではあります。同時に、私は昨日も問題にしましたが、世界人権宣言の内容にも一致せしめたものでなければならぬ。外国人に対する差別待遇を、人権及び自由に関する限りはしてはならぬ。財産関係などの問題では、日本人と外国人との間にいろいろと違つた条件で処置しなければならぬ場合がある。それは私は問題にするものではありません。自由、人権といふようなものにつきましては、世界人権宣言は、外国人であるからといつて差別待遇をしてはならぬ、そういう根本的な思想を表示しております。私はこういう角度から見まして、政府の今までの御答弁や、それからこの法律案それ自身の内容から見まして、ちよつと納得のいかないものがある。あります。そして、私は、国籍証明の問題につきましても問題がある、こう思うのであります。国籍証明につきまして

は、先ほどから問題になりましたように、中国人の場合は従来から外国人であつた、従つて日本に在留するにつきまして、最近では外国人登録証明書といふものを持つております。それ以前にもまたそれ／＼の手続がなされておつたに違ひないと思ひます。中国人の場合は二通り考えられるのであります。これはまだ決定したことではありません。が、政府は蒋介石政権の中華民国といふものに、台湾が帰属するようになるだらうといふ前提のもとに、外交を進めておいてなるようであり、私どもはそんなことは少しも決定されなかつた問題とも思ひませんけれども、かりにそういうふうになるといふにして、台湾人で蒋介石政権に忠誠を誓つて、蒋介石政権のいうところのいわゆる中国の国籍証明を持つて永住の許可を申請する者もありましょう。私はこの場合は問題はないと思ひます。それ以外の中国人は、外国人登録証明書は今も持つてゐると思ひますが、この切りかえだけで国籍証明書にかわるものとして取扱いができるのでありましょうか、どうでありますか。

○鈴木(一)政府委員 登録の方におきましては、現在持つております外国人登録証明書を提出されれば、切りかえができるわけであり、永住許可を新たに得られれば、またその手続を経なければなりません。

○黒田委員 先ほど、今まで持つてゐるもの切かえでよろしいといふようなお話を承りましたが、実はなおその点を確かめたのであります。そういういたしますと、もとより外国人でありますから、日本に在留しようと思へば、登録証明書をいりますから、期限が切れば、その切かえをしなければならぬといふことは明らかであります。私が今問題にしておりますのは、長い間わが国に住んでいて、前科もなく、かりにまた前科があつたとしましても、前科を悔い、善良な市民として生活してゐるような人々、しかしして蒋介石の中国の支配下にあるといふ意味で、中国の国籍を持つてゐる人々、この国籍証明書を欲し、これらの人々が国籍証明書を欲しなければならぬといひましても、これはこの委員会最初から問題になつておりますように、北京政府の国籍証明書をもちつたといふことは、事実上できないのでありますから、そこで便法々々と言つておられるのは、中国代表部による国籍証明書以外のものでも、国籍証明書にかわるものとして取扱つたといふことにしなければ、第二十二条の永住の許可の申請をすることができないと思ひます。先ほどからどうもわかつたやうでわからないので、もう一度お尋ねしてみたいのですが、どうも結局わかつていないことになつたやうです。これは非常に問題であると思ひます。そうすると、どうされるのであります。新たな立法をするか、しないかといふ問題もありましたけれども、それはきつめてたよりのないことでありまして、朝鮮人及び台湾人の場合は新たに立法をする、はつきりこの法律で定めておられる、すから、この法律で定める期間の間は朝鮮人及び台湾人は安心できると思ひますけれども、同じこの法律案の中の規定によれば、中国大陸出身者は六箇月しか、在留資格なくしては、在留できないから、永住資格を得ようとする

場合に問題が起る。どうしても国籍証明書の問題は、この委員会でも何らか見通しを立てておかねばならない。いづれかはつきりさせておかねばならぬ問題だと考えます。私が先ほどから世界人権宣言の問題を問題としておりますのも、世界人権宣言には、第二条によつて――これは申すまでもなく御承知であらうと思ひますけれども、人種、あるいは政治上の意見などによつて、国籍に関する権利については差別待遇を受けないのだ、そういう差別をすべきではないのだ、ということがつきり書いてあるのです。世界人権宣言に示されておられますやうな諸種の権利を享有するといふことについては、その人々の属しておられます国が、どのような民族の構成をしてゐる国でありましようとも、またどのような政治的体制を持つておられます国でありましようとも、そういうことによつて、この人権宣言において表示せられておられますやうな諸種の権利の享有について差別すべきではない、これが人権宣言の精神であると考えます。そうしてこの権利の中には、国籍に関する権利といふものもはつきりと第十五条において示されておられますから、現在の国際情勢の特別な事情によりまして、国籍証明書をとりまことができない多数の中国出身の人々に対しては、何か国籍証明書にかわるものをもつて国籍証明書の効果を認めるといふ便法をとらなければ、問題の解決になりません。もう一度この点について御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。私は先ほどは、今まで持つておりました登録証明書の切かえで簡単にやれるのだといふふうにもとれないこともないやうに

思ひましたけれども、それなら非常に簡単な話であるが、念のためにお尋ねしたいのであります。

○鈴木(一)政府委員 今のお尋ねまことにごもつとも、われ／＼もその通り考へてゐるのであります。中国の人で国籍証明書を提出されることのできる人は提出されたい。国籍証明書をどうしても提出することのできない人で、やはり永住許可を欲する方は、その他の書類によりまして、要するに素行であるとか、独立の生計であるとか、そういうやうな条件において永住許可の資格があるといふ方でありますれば、国籍証明書いかにしておいて手続を進めることができると思ひます。

○黒田委員 ただいまおつしやつたので大分わかつて来ましたが、なお確かめておきたいことは、国籍証明書がなくても、第二十二条の他の条件に該当すればパスするといふことは、国籍証明書はなくてもよろしいといふ意味ですか、それとも国籍証明書がなければ、何かそれにかわるやうな他の書類が必要であると言われるのでありますか。

○鈴木(一)政府委員 かわるべきものはお持ちであると思ひます。たゞ今までの日本に入られました際に何か持つて来ておられます。その当時のパスポートなり、あるいは何かの書類を持つておられますから、そういうものでけつております。そういうもので、中国の人にもおなじさんの時分から来ておられる。そのおなじさんはまだ生きておられる。こういう非常に古くから住んでゐる人もあります。そんな人が

はたして日本に初めて渡航しましたと
きの何らかの証明書を持つております
かどうか。また長いこと時間が経過し
ておるので紛失した、あるいは地震や
火事や、ことに戦災もありましたので
焼いてしまったというようなことも考
えられる。だからこの国籍証明書にか
わる書類の内容をもう少ししろというに
も安心できるように、こういうものな
らばいいのだというふうにお示し願
いたい。たとえば最近の登録証明書なら
これはきわめて簡単明瞭でよくわかる
のでありますが、それで足りないとい
うならば、私はしろうとありますか
らよくわかりませんが、およろこ
うものならばよろうというふうにお
示し願えば、中国の方が非常に安心が
できると思いますので、それをお聞き
してみたいと思います。

○鈴木(一)政府委員 どういうもの
というのをここでつくり申し上げる
わけにも参りませんが、何かそういう
資料があればよろしいと思います。
○黒田委員 そうしますと、常識上中
国大陸出身の者である、朝鮮人でもな
く、白系ロシア人でもなく、日本人で
もない、中国人だということが一応文
書の上で推定できるものであれば、あ
えて政府関係の証明書のなものでなく
てもよろしいということになるのであ
りましょうか、そういうものでありま
すれば、これは容易に証明できると思
います。何か政府なり政府の他の諸機
関なりの証明したものでなければ、い
わゆる公文書のようなものでなければ
だめだということであれば、私が先ほ
ど申し上げましたような心配が起る。
中国大陸出身の者であるということ
が、常識上証明できるものであればよ
ろしいというのなら、私はそれで一
応安心して政府の御答弁に満足するわ
けであります。そう解釈してよろし
いですか。

○鈴木(一)政府委員 公文書がありま
すことは望ましいのでありますが、そ
れがやむを得ず手に入らないというよ
うな場合には、もちろん黒田委員のお
話の通りでさしつかえないと思いま
す。
○林(四)委員 ちよつと関連して。今
の条文をずつと調べてみますと、第
十二条、「在留資格を變更しようとし
る外国人で第四条第一項第十四号に該
当する者としての在留資格への變更を
希望するものは、外務省令で定める手
続により、」この外務省令で定めると
いうのは出入国管理令施行規則だと思
うのですが、施行規則の第二十一条に
よりますと、「第三条第三項に掲げる
書類」とありまして、その第一に国籍
証明書とありまして、これはどうして
も国籍証明書が必要だと思ひますが、
今あなたの言われるような台湾以外の
中国の人で日本にいて、それで国籍証
明書がなくとも永住資格の申請ができ
るというのは、これは取扱上よろうす
るというのですか。何か法律的な根拠
がありますか、あつたらはつきり示し
ていただきたい。

○鈴木(一)政府委員 いずれこの法案
が通りますれば、省令以下改正するつ
もりでございます。
○林(四)委員 施行規則も……。
○鈴木(一)政府委員 はあ。
○林(四)委員 そうすると、そのとき
国籍証明書にかわるものというような
条項を一つ入れるということをここで
はつきりあなたの口から保証できま
すか。
○鈴木(一)政府委員 その通りにいた
したいと思つております。
○黒田委員 それで一応中国の人の場
合はわかりました。それから次に朝鮮
人に対しましては、これは法律で定め
ます場合に、私が先ほど申しましたよ
うに、韓国政府による国籍証明書以外
のものでも同様に取扱える、こういう
ように解釈してさしつかえないでし
ようか。朝鮮人の場合は、法律をつく
ると書いてありますから、その法律でき
められるのであります。この点ちよ
つとお伺いしたいと思います。
○鈴木(一)政府委員 朝鮮の場合は、
別に法律で定めるといふことになつて
おります。
○黒田委員 その法律で、私がただい
ま申しましたような便法をお定めにな
る、こう期待してよろしいですか。中
国人の場合は大体わかりましたが、朝
鮮人の場合もそう期待してよろしいの
ですか。
○鈴木(一)政府委員 朝鮮の問題につ
きましては、中国とは扱いが違ひます
ので、別途法律で設けるといふ機会は
ございしますが、ただいまお尋ねのよ
うな点につきましては、中国とは取扱
を異にするのはやむを得ないと思ひま
す。

○黒田委員 そうしますと、少しし
つこいようでありますけれども、はつ
きりしませんのでお伺いいたします
が、この法律に表示してあります朝鮮
人で、いわゆる大韓民国の国籍証明書
を提出することのできぬ人は、結局ど
うなるかわからないということになつ
てしまふ。これは非常に不安なのであ
ります。将来朝鮮人については在留資
格並びに在留期間について法律できめ
る、こういうことが書いてあります
が、この法律の内容の中に、私が今申
しましたように国籍証明書にかわるも
のでよいということを入れる。李承晩
政府の証明書を持たぬ人については、
何かそういう便法を設けなければ、先
ほど申しました世界人権宣言第二条
で、すべての国は、世界人類の人權及
び自由を守るべきだとする表現に反す
ることになる。右のように表現してあ
りまして、政治上の意見の差というよ
うなことによりまして、国籍に対する
権利についての差別待遇をするとい
うことは間違つてゐる。大韓民国政府
の国籍を持たなくとも、事実問題とし
て三十八度以北には、南朝鮮に劣らぬ
広さの面積もありまして、人口もあり
ますし、それらの地域の政治制度を支
持する朝鮮人も多数あるといふこと
は、十分私どもに考えられる。政治的
意見が違ふから、日本政府は共産主義
を欲しないから、共産主義者は差別待
遇をしてよいとか、人權を蹂躪して
よいといふようなことは断じて私ど
も考えてはならぬと思ひます。その
人々らが何か刑事上の問題を起すとい
ふようなことがあれば、これはアメリ
カ人であろうが朝鮮人であろうが、ど
この国の人であろうが、日本の法律で処
分しなければならぬけれども、しか
し政治的意見が違ふ、政治的立場が違
うからというやうなことで、国籍につ
いて持ち得る権利までに差別待遇を与
えるといふことは、これは世界人権宣
言の精神に対する大きな違反であると
考えます。また私はこれは人道問題だ
と考えます。これは政府はのんきに
考へになつてゐるかも知れません
けれども、非常に私は大きな人道問題だ
と思う。それから昨日も申しまし
たように、人権宣言それ自身にも直接
こういう問題に触れたところもある。
第十四条がそれでありました。昨日も申
しました通り、戦争犯罪人でない限り
は、政治上の意見が違ふとか、宗教上
の意見が違ふとかいふことによつて差
別してはならぬ、それどころではな
い、そういうことのために逃げて来た
者があれば、むしろそれを保護してや
る、そういう気持で国と国、国民と国
民とは対処しなければならぬ、それが
人権宣言の精神である、ブラジルの代
表さへこれほどの積極的な議論を述
べているのであります。私は吉田総理の
共産党を、共産主義を、共産主義はよく
知つておりますが、そういうことに私
ども日本人が追隨して現在の日本政府
のそういう政府の見解に追隨して、北
朝鮮に国籍を持つとするとする人には、国籍
証明書にかわる何らかの便法を設ける
といふことを拒否する、そのために今
回の法律改正によりまして、それが強
制退去の理由にされる、そういうこと
になりますと、これは日本人としても私
は実に大なる恥辱であると考えます。
日本人は決してそういう世界人権宣言
に違反するやうなことをしてはなりま
せん。一箇の吉田政府の見解によりま
して、私も日本人は動かされるもの
ではない。外国人とはよきつき合ひを
しなければならぬ。
○仲内委員長 黒田君、簡単に願いま
す。
○黒田委員 どうも政府の見解がはつ
きりしないものですから、つい私は演
説めいた言ひ方になつてしまつたので

すが、決して私は演説なんかやるよう
なつもりで申し上げているのではあり
ません。これは日本人の人間性の問題
である。日本人というものはそんな冷
酷な人間か、そんな非人間的な人間
か、他人の生命に対して何らの考慮を
払わない人間か、こういうふうな私ど
もは思われたいありません。私もほか
の国に對し、政治的な問題や宗教上
の問題、人種上の問題等で差別を設け
ない正しい態度を示しておくことは、
日本人自身が他日世界に伸びて行く場
合に、他の国からそういう待遇を受け
る条件になるのであります。私はそう
考えます。この出入国管理会は、外国
人に関する法律として、インターナシ
ヨナルの性格を持つてゐる法律であり
ます。単なる日本人のみに関する法律
ではないのであります。これは条約と
か協定とかいうものではありませぬか
ら、日本が権利義務を負うものではな
い。そのようにも思われませうけれど
も、広い目で見れば、私はこの出入国
管理令によつて、日本人が外国人に對
してどういう態度をとるかということ
は、やがて、それらの国から日本人が
どういふ態度をとられることになるか
という交互関係のある問題だと思ふの
であります。そういう意味におきまし
て、私はこの管理令は、非常に重大な
内容を持つてゐると考えますので、長
と私の意見を申し述べたのでありま
す。ことに次の点だけはもう一ぺんは
つきりさしておいていただきたいと思
ひます。立法化する場合に問題になる
だろうというだけでは安心できませ
ん。立法化されるときに、北鮮の国籍
を持つてゐる人々についても、国籍
証明書にかゝる何らかの便法を設ける

のだということ、これは中国人の場合
には、外務省令を改正してそういう条
項を入れると政府は仰せられました。
その同じ態度を法律化の場合にとつて
いただかなければ安心できません。ど
うしてもこの点を明らかにしておきた
い。またそれをしなれば、先ほどか
ら繰返して申しますように、世界人権
宣言に違反するような非常なけちな日
本人ということになります。日本人は
これからの世界に堂々と手を振つて歩
かなければならぬというその出発点に
あるのでありますから、この点につい
てみすばらしいけちな考えは、私は
やめていただかなければならぬと思
う。もう一ぺんこの点についての政府
の御意見を拝聴したいと思ひいま
す。

○鈴木(一)政府委員 重ねてのお尋ね
でございますが、この点は昨日も岡崎
國務大臣から非常に含蓄のあるお答え
がありまして、十分おわかりのことと
思ふのでございまして、いづれ日韓會
談もきまりました特別の法律も出るわ
けであります、その際には十分御審
議をいただきます期間もございませ
う、またわれ／＼としましても、今お
話のような点を十分考慮した考え方で
進み得ると思ひますので、その際に十
分御討議をお願いしたいと思ひます。

○黒田委員 私はこの問題に關連しま
してはこれ以上議論いたしません。私
は決して長たらく質問したとは思ひ
ません。この程度に質問しなければら
ない。解らない。そこで私はこの点は誤
解ないようにお願いいたします。その
問題につきましてはこれ以上政府委員
にお尋ねしても無理だろうと思ひます
が、私も、先ほどから繰返して申

しますように、どうか世界人権宣言の
趣旨に反しないような取扱ひを、日
本のために、日本政府としては必ずし
てみせるというだけの気魄をもつて当
られんことを希望しておきます。私は
この点についてはこれだけにしておき
ます。

まだあとに質問事項がありますが、
ちよつとその間にお尋ねしますが、朝
鮮の人からこの法律案に關連いたしま
して請願書が出ております。私はこの
法律案についての審議の始まります
頭に、請願書の取扱ひについて、従来の
例にならざるに、特にこの法律案の審
議中に取扱われるよう願ひたい、この
ことを理事会にお諮り願ひたいといふ
ことを委員長にお願ひしておきました
が、いかがになりましたでしょうか。

○仲内委員長 これは理事会で懇談的
な会合で十分陳情を聞くということ
で否決されております。請願は当然入
らねばなりません。

○黒田委員 いや、請願書であれ
ば……。

○仲内委員長 理事会では申合せ
た……。

○黒田委員 請願書を委員会にかけな
いということになったのですか。

○仲内委員長 いやこの際は……。

○黒田委員 時期を遅らせる……。

○仲内委員長 そうです。

○黒田委員 最後にかける、こういう
のですか。

○仲内委員長 繰上げて請願を審議す
るということはやらない。

○黒田委員 それにかゝることを何か
委員長で……。そう理事会できまつた
のなら、私は理事でありませぬので、
あえてどうこう申しませんが、それな

らばせめて懇談会でもひとつ委員長が
御主催になつて……。

○仲内委員長 それはもう再三やつて
おります。懇談会ですから正式に委員長
がどうこうということはやつておりま
せんが、私も出席して有志の主催で再
三やつております。

○黒田委員 私どもはそういう懇談会
が行われたということを少しも聞いて
いない……。

○仲内委員長 別に委員長の公式の懇
談会ではありません。

○黒田委員 公式の懇談会でなくて
も、請願書を審議するにかゝるような
懇談会であるというならば、あなた
が自分の任意選択になつたような委
員だけを集めて懇談されるというの
は……。

○仲内委員長 私はむしろひつぱり出
されたのです。私が任意に選んだので
はない。

○黒田委員 大至急にみんなが参加し
て、そうやつてあげなければ、私は外
国人に對する思いやりが……。

○仲内委員長 おそらく黒田委員も懇
談されたと思ふんですが……。

○黒田委員 私は自由党の委員諸君の
態度に憤慨する。こういう重大なとき
に出席しないで、とき／＼採決でもす
るときにやつて来る。来ていいかげ
んなことを言つて引揚げてしまふ。こ
の法案に對する重大性の認識が欠けて
おる。数をたのんで……。

○仲内委員長 黒田君に御注意申し上
げます。時間も過ぎておりますから、
簡明に質問だけしてください。

○黒田委員 委員長に懇談会のことを
お願ひしておきます。この法律

案には外国人に對する差別待遇があ
る、と私には考えられてしかたがない
のであります。第二十四条の四のオ、
ワ、カ、ヨの中には、日本の法律が
このような場合を規定しているものも
あると思ひます。けれども私どもには
そうでないと思ふようなものもあり
ますし、よくわからないものもある。
そこで参考のために、オは日本の法律
でいふかどうか、オは日本の法律
(1)、(2)、(3)はどういうものである
か、カはどうか、ヨはどういうものか
ということをお聞き願ひいた
す。

○鈴木(政)政府委員 この規定はいろ
いろとはかの法律にも出ておる規定で
ございまして、大体この基礎になつて
おります法律を申し上げますれば、団
体等規正令とか国籍法、公務員法、こ
ういつた法律の中にこういつた条文が
出て来ておるのでございまして。

○黒田委員 たとえばワの例は労働関
係調整法にこういう文句があるように
思ふのですが、本日でなくてもよろし
ゆうございまして、わかりましたら、
どういふ法律にこういう文句がある
ということを、参考のために伺ひでき
ればけっこうだと思ひます。

なお一つだけ私が申しました範圍
の中から取上げて問題にしてみたいと
思ひますが、それはヨの場合でありま
す。「イからカまでに掲げる者を除く
外、外務大臣が日本国の利益又は公安
を害する行為を行つたと認定する」と
いうことになつておまして、私は今
のオからカまではこの字句の出ました
根拠になる法律の名前は、今日でなく
ても後日お聞きすればよろしい、こ
ういふ根拠があるのだとおつしやられ

ば、それを承れたいと思ひます。しかし、ヨの場合には、私どもから見れば、これは非常に危険な条文だと考えます。「外務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者」なるはその認定については、「あらかじめ法務総裁と協議しなければならぬ」ということにはなつておりますけれども、実際にはこれは私はどんな認定でもできると思ふ。これに似た法律がないことはありません。それは旅券法であります。旅券法の第十三条には「外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行つた者」となつております。この旅券法の第十三条の条文それ自身につきましても、私どもはこれを問題として、この法案が案議せられますときに、政府にいろいろと質問したのでありますけれども、それと比べてヨに当りますものには「著しく且つ直接」というような限定がないのであります。従つて非常に広く解釈できるのであります。この条文は、あいつは気に食わないと思へば、すぐ日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定がでないこともないような条文で、私は非常に悪条文であると考えるのであります。私どもこういう条文は削つていただかなければ承服できないのですが、一体政府はこれはどういうところを標準にしてそう言うのであるか私にはわからないのです。が、ちよつとお尋ねしたい。

○鈴木(一)政府委員 この条文は、この外国の立法例にも同様なことがございますので、この運用につきましても、もちろん例外的にこれが使われるわけではございまして、これによつて気に食わない者をどん／＼退去させる、これに懸れて何かするのではないかと、いろいろな御疑問があるようでありまして、私も、そういう運用はいたさない考えであります。

○黒田委員 実はこの問題について、もう少し議論をしてみたいと思ひますけれども、時間も大分長くなりまして、鈴木長官とこれ以上質問応答をやつても一向話が進まないと思ひます。あなたはいいかげんには適用しないところではおつしやつても、しかし政治的にいくらでも悪用できるような条文です。これは過去の経験によりまして、こういう条文が法律として現われて来たときは、私も民間におります者は、たいへん苦勞させられた経験を持つております。議論はきよいはいたしません、これは非常に悪条文だと思ひます。

次に質問したいと思ふ問題は、強制退去の事由があると認定をされまして、その審理を受ける、あるいは強制的に捜査をされる、あるいは身体の拘束を受ける、というふうな事態の発生いたしました場合における取扱いが、日本の刑事訴訟法あるいはその他の単行法律によりまして、憲法上基本的人権を擁護しなければならぬとする立場から定められておりますやうな手続に比べまして、非常に簡単であり、かつ基本的人権の蹂躪の面が著しく現われておる点があると考えます。他の法律の条文とは、時間がありませんから、一々対照はいたしません、が、家宅搜索をいたしますやうな場合に、こゝあるいは拘留するやうな場合に、こゝに拘留期間等につきましても、六十日は結局拘留できるようになつておつたりいたしまして、人身の保護というやうな面からいたしまして、日本の刑事訴訟法で日本人が取扱われる場合と、著しく差別待遇がされておると思ひます。それだけ外国人に対して人権の擁護、人権の尊重が足りない、こういうふうな私どもは考える。なぜこのやうな差別待遇をしたかということ、私が、私には理解できない、その点をお尋ねしてみたいと思ふのです。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねは、各条文につきましても、どの点かどの程度違ふかということをお指摘いたしまして、ただいまお尋ねされたやうな人権の擁護を惹起することのないやうな趣旨で、この規定をつくつておるのであります。お話のほどにひどい差はないと思つておるわけでありまして、

○鈴木(一)政府委員 一々条文を対照しますれば時間がかかりますが、たとへば第二十七條以下に、裁判所の許可を得て簡単に臨検搜索、押収することができるとなつておる。そういう場合に刑事訴訟法によりまして、いわゆる令状といふものが必要でありますけれども、管理令の場合には、非常に簡単にきめられておるやうであります。それから身柄を収容する、身体を拘束する、というやうな場合も事情によれば収容令書を示さないでもやれるというやうに書いてある条文もあります。それから非常に大きな問題と思ひますのは、強制退去の決定までの進め方である。この点、行政官の認定によりまして、裁判の手続を経ることなくして、強制退去の決定が最終的に一応できる、と定められておる。但しこれを裁判の問題にすることもできる。行政事件訴訟特例法によりまして、なるほど、行政官の最後の強制退去の決定に対して、異議を申し立てることができ、裁判所の問題にすることができ、弁護人を付することもできるということになつておりますけれども、しかしその行政事件訴訟特例法それ自身の条文によると、裁判を提起しまして、強制執行をかりに停止してもらつても、総理大臣が異議を申し述べれば、その執行停止の処分をすることができないといふことになつておりました、これでは行政官が認定しさえすれば、すなわち簡単な手続で、強制退去の理由があり、その認定をしさえすれば、結局それが最終の認定となつて、強制退去しなればならぬといふことになる。これは非常に基本的な人権の蹂躪である、私どもは考えます。日本人に対する場合と非常に取扱いが、すなわち差別がなされておると思ふのであります。いろいろとこまかく条文を一つ／＼取上げますれば、まだありますけれども、時間がありませんから、おもな問題だけを取上げても、そういうやうな一たびにらまれたら、もうどうすることもできないうやうな、そういうことにならざるおそれがあります。そういう取扱いで外国人に対する人権を蹂躪することとが、これは私も、私も世界人権宣言の趣旨に反すると思ひます。私はそういう点が第一に差別待遇として現われておると思ふ。なぜかういふことをするか、これを改めたいか、こゝをお尋ねしてみたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 だん／＼のお尋ねでございますが、承つておりますと、何かしらまれるとたちどころに返されてしまふやうなふうにも聞えるのでございまして、実はそういうやうな、いわゆる警察国家の再現といふことを起さないやうに、このやうな、外国人に対しては特別な取扱ひにしたい、特に司法処分ということとで臨むのではなく、行政措置として外国人の強制退去の扱いについては考へて行きたい。強制退去は必ずしも罰ではないのであります。外国人が本来の自分の国へ帰るということが原則でありまして、決して罰といふやうにわれ／＼は考へてないのであります。従ひまして強制退去については司法処分、判決をもつて強制退去をするといふやうなことはどこにもないのであります。しかしそれは行政措置として行われまふ。しかしその手続は慎重にしなければならぬので、いわゆる三審制度をとつておりました、一々弁護人もつけ得ますし、証人も喚問ができるという制度になつておりますので、お話のやうな非常に非人道的であり、差別待遇をしておるというやうなことは、私としましては最も警戒をして、そういうことのないやうに、趣旨で行つておる次第であります。

○黒田委員 私には日本の刑事裁判の手続をとらないといふ趣旨はよくわかります。しかしながら、だからといって強制退去の場合の手続を簡略して、いいいといふことにはならない、私はそこにはやゝ問題があると思ひます。先ほども申しましたやうに結局裁判の問題にまで行かなければならぬやうなことになるとして、その道も開かれては、裁判になり得るということ

と、何かしらまれるとたちどころに返されてしまふやうなふうにも聞えるのでございまして、

と、何かしらまれるとたちどころに返されてしまふやうなふうにも聞えるのでございまして、

は裁判になる前の過程は、裁判よりも簡略な、何と申しますか、裁判というほどのものではないというふうなそまつな手続になつておる。裁判に持つて行きましたも、先ほど申しましたように、強制執行の停止さえ、総理大臣が異議を言へば、できないというふうな、非常に政治的な手心が加えられるというふうなことになる。そこで、私は、一度に申したならば、これはもうのがれる道がないようになつておる。こういう言葉を使いますと、非常に俗に聞えますけれども、結局そういうことにならざるを得ないような規定になつておると思ひます。これももう少し論じたいと思ひますけれども、時間がございせんから、この程度で、この問題に關しましては質問を終わります。しかし、私は政府の御所見に承服したものでございせん。やはり非常な悪文を含んでおるということだけははつきり申し上げておきます。

それから、強制退去の送還先についてでありますが、第五十三条に「退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとす。」「ということになつておる。第二項には本人の希望によりまして、六通りに送還先が自由に選択できるやうになつておる。これによりまして、第一項では送還先が一定せられてしまつておるようになり、第一項は強制的だということに解釈できますが、この点は非常に問題がある。世界情勢が今のような状態でありまして、に問題があると思ひます。私もそれはの国籍、または市民権の属する国であるらうと、第二項に列挙されておる。六つの場合であらうと、すべてこれを一箇条にまとめて、このやうな七つの場所には本人の希望によつて送還できるというように規定しておかなければ、ここにもまた自由権に対する侵害、下手に行けば生命に対する危険さえ発生するやうな結果を生ずる。このやうな条文に第一項はなるおそれがあると思ひます。この点は何かで考えないものであるか、私もそれはそう考へておる。第一項はあくまで強制的なものでありますかどうか、念のためにお聞きしてみたい。

○鈴木(一)政府委員 第一項は原則を示しておるのであります。国籍が非常にはつきりしておられますれば、その国籍の国の本國でその人を受入れるのが当然と思ひます。

○黒田委員 これも先ほどの国籍問題、永住許可問題のところで質問いたしました問題に關連するのであります。が、かりに北鮮出身の人が北鮮に歸りたい、返すなら北鮮に返してほしい、こう思つても、その者の国籍または市民権の属する国が、かりに政府が今までおとしやるやうに、北鮮についてはまだどうなるかわからない、大韓民国の証明のある国籍証明書を持つておる者は、その者がどの国籍であるかということがわかるけれども、北鮮の場合にそういう証明書はない。北鮮の者であるという国籍証明書もない。そういう場合に送還される者を、大韓民国に国籍があるとして南鮮に送るといふことはできないのではなからうか。そうすると、そういう場合には、本人の希望によつて、北の方へ送つてくれといへば北鮮に送ることになるか、この問題をちよつとお聞かせ願ひたい。

○鈴木(一)政府委員 朝鮮の問題に關しましては、前回以來数次にわたつて申し上げておりますやうな次第で、平和条約の発効と同時に日本の国籍を離れ、また日本政府としては韓国政府を唯一の相手国としておるといふ關係で、韓国側の国内法というものを尊重しなければならぬので、一律に韓国政府にやるといふことは、どうもやむを得ないというふうな思ふのであります。従ひまして日本にいる朝鮮人は、一応韓国が全面的にめんどうを見るということになりまして、われわれの方といたしましては、強制退去をする場合には、韓国政府を相手にして送還をするということになるわけでありす。

○黒田委員 それは非常に重大な問題であります。私が先ほどの第五十三條は、単に自由権の侵害の問題ではなくて、場合によれば生命権に關する問題になるおそれがあると思ひました。また、ただいまのやうな答弁を政府がされるやうなそのやうな考へを持つておられるから、私はさういふやうなことを申したのであります。先ほどかから繰返して問題になつておりますやうに、大韓民国の国籍を持つておる者、ない朝鮮の人があるという事實は、認めないわけに行かないのですから、世界人権宣言の精神によつて何らか便法を講じて、大韓民国の国籍でなくとも、それ以外の何らかの処置によりまして、大韓民国の国籍以外の国籍を持つ朝鮮人の存在を認めるべきだ、これは私は世界人権宣言の精神によつて、この国籍問題を、現在のやうな特別な状態のもとにおいて扱う場合の便法であるといふやうに申し上げたのであります。

す。日本に在住する朝鮮人が、全部大韓民国の国籍を強制せられる義務はない、そういうことはたれもこれを強制する権利はない、このことは世界人権宣言にもはつきり書いてあります。何人も国籍を強要することはできない、これは昨日も申しましたから、きようは繰返して申しませんが、現実に三八八度線以北の出身の人もある。思想上三八八度線以北の思想でなくとも、出身地プロパーとして三八八度線以北の人もあるに違ひない。私は送還問題の発生を好まないものでありますけれども、かりにさういふ問題が起つたとして、今日本に在留してゐる朝鮮の人々の強制送還の場合に、その国籍がどうあらうと、すなわち大韓民国の国籍を正式に届け出ておらうとおるまいと、その者を大韓民国の国籍を持つておる者として、その国籍のある国に送還するといふ意味で南鮮へ送還するといふのは、これは国籍を強制することになりす。さういふことが一体許されることとでありましかうか。それは私は明らかに世界人権宣言に反しておると思ひます。国籍を奪われ、またその国籍を變更する権利を否認されないといふのが、国籍に關する世界人としての権利でありますから、北鮮の人までも南鮮の国籍と認定して、南鮮に返すといふやうなことは、私は実に重大な問題であると思ひます。そんなことを日本の政府は、簡単に考へてよろしいものでしょうか。一体政府は人間の生命といふものをどういふやうに考へておるか。政府委員の持つてゐるやうな冷たい、冷酷な氣持が私にはわからぬ。人間の生命がどうなるかといふことを、

いかに真剣に朝鮮の人々が、この際考へておるかといふことを、政府はお察しになつておるのでありましかうか。思想がいやだといふことは、私にはよくわかります。けれども思想が違ふからといつて、現実に死刑に処せられるやうな、刑場に送るやうな結果になるやうな、さういふ冷酷なことを、日本人が世界の人の前でしてよろしいのでありましかうか。私は断じてさういふことを、政府はやつてはいけないと思ひます。だからどうしてもこの第五十三條の第一項は、私には、朝鮮の人の場合としては理解できない。その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとす。」「といつても、大韓民国の国籍を持たぬ朝鮮の人があるのですから、これを大韓民国の国籍を持つものとして、大韓民国に送るといふことと、北鮮に送るといふことを政府が保証されますならば、これはまた別問題であります。政府は南鮮に送るに違ひありません。さうなると、それは、私は国籍権に対する重大なる侵害であると同時に、生命権に対する重大なる侵害になると考へざるを得ません。さういふことを軽々しく規定してはならぬと思ひます。一体北鮮の人が万一退去に値すると考へられます場合に、何でもかんでも南鮮に送るのでありましかうか、もう一度あらためてはつきりお聞きしたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまの非常に御熱意ある御質問に對しましては、先ほど三宅政府委員がお答えを申し上げた通りでありまして、韓国といふものが、今の情勢におきましては唯一の政権であり、そしてまた国籍といふものも、それに従つて扱われる。これは

どうもそうするよりしかたがない問題であります。ただいわれる、三十八度線の向うに昔本籍があつたというような人たちが、どうなるだろうかというお尋ねでございます。政府の方針としては、善良な在日朝鮮人は、本籍が三十八度線の向うにあるが、こちらにあるが、差別なしに扱おうという趣旨においては、何ら違いはないのであります。お尋ねは、何ら差別待遇はあり得ないと思ふのであります。ただ本籍が三十八度線の向うにあるとかこちらにあるとかいうことは、差別をつけるということとは、考えられないのであります。なおもう一つは、登録違反ではなしに、国籍の關係で、国籍証明書が適当なものがあるかないかというふうな場合には、すぐ強制送還というふうな話が出るのであります。強制送還をいたしますと申しましたが、ただ国籍証明書がないから全部返してしまふという規定はおろしては、ないといふのであります。強制送還といふことには、一々各事案々々によりまして、慎重に、先ほども申しましたように、場合にによりましては、三つの段階にわたつて慎重に審査した上で、強制送還といふことを決定するのであります。ただ国籍証明書がないから、すぐ全部送還されるのであるといふふうに飛躍されまふことは、われ／＼として、はなはだ困るのであります。

○黒田委員 どうも鈴木長官は、願ひて他を言われるような御答弁をなさいますので、私の質問に対する御答弁にならぬと考へます。朝鮮において日本が正式に認めておる政府は、大韓民国

だけだということ——日本政府としてはどうだろと思ひます。けれども私が申しますのは、朝鮮における日本の認める政府としては大韓民国だけである、日本が政府がどういふふうな認めおることはわかりまふけれども、だからといって、それでは三十八度線以北に、大韓民国の支配権の及ばない別個の政權が存在して、それが多数の人口をもつておるし、またその出身の人で日本に在留しておる人もある、また日本に在留しておる朝鮮人の中には、出身地の南北いかにかわらう、三十八度線以北を支持するといふ人もある。こういう現実の事實を無視しないでこの問題を論じなければ、私はかゆいところに手が届くような議論にはならないと思ひます。そこで私が先ほどから申しておりますのは——私もこれ以上質問したくないのであります。けれども政府がはつきりお答えにならぬのでやむを得ないのであります。朝鮮の人で日本に在留してゐる人に二通りある。これはおわかりになると思ひます。一つは大韓民国の国籍証明書を持つてゐる人である。他はそれになりまふかどうですか。一つ／＼聞いて行つてみます。これは事實の問題で、りくつた問題ではないのです。

○鈴木(一)政府委員 現在のお話だと思ひますが、われ／＼としましては、現在は全部日本人であり、外国人登録で、その上に朝鮮あるいは韓国といふ国籍欄に二つの記載があるといふことは認めますが、それは別に現在の韓国政府とは、實質的に關係がない、同様

だということ——日本政府としてはどうだろと思ひます。けれども私が申しますのは、朝鮮における日本の認める政府としては大韓民国だけである、日本が政府がどういふふうな認めおることはわかりまふけれども、だからといって、それでは三十八度線以北に、大韓民国の支配権の及ばない別個の政權が存在して、それが多数の人口をもつておるし、またその出身の人で日本に在留しておる人もある、また日本に在留しておる朝鮮人の中には、出身地の南北いかにかわらう、三十八度線以北を支持するといふ人もある。こういう現実の事實を無視しないでこの問題を論じなければ、私はかゆいところに手が届くような議論にはならないと思ひます。そこで私が先ほどから申しておりますのは——私もこれ以上質問したくないのであります。けれども政府がはつきりお答えにならぬのでやむを得ないのであります。朝鮮の人で日本に在留してゐる人に二通りある。これはおわかりになると思ひます。一つは大韓民国の国籍証明書を持つてゐる人である。他はそれになりまふかどうですか。一つ／＼聞いて行つてみます。これは事實の問題で、りくつた問題ではないのです。

○鈴木(一)政府委員 現在のお話だと思ひますが、われ／＼としましては、現在は全部日本人であり、外国人登録で、その上に朝鮮あるいは韓国といふ国籍欄に二つの記載があるといふことは認めますが、それは別に現在の韓国政府とは、實質的に關係がない、同様

政府のもつてののだといふ取扱いはできぬのではないかと。強制送還をする場合には、北朝鮮の人は北朝鮮に返すのでなく、北朝鮮に返すというならば私にはわかるのです。朝鮮には韓国しかないといふ政府は認めておいて、北朝鮮から従つて国籍として、大韓民国の国籍といふものしか認めないといふ議論はわかる。その議論はそれでよろしいけれども、もう一つ起る問題は、事實上、韓国政府の支配する以外の地域が、朝鮮にはあつて、そしてそこに別個の人民共和国といふものが建てられておつて、その事實を無視して、そういうところから来ておる人、それに好意を持つ人も、日本が政府の認めてゐるのは朝鮮は大韓民国だから、すべてその国籍を持つておるのだといふように解釈することはできぬといふことである。

それは事實を明らかに認定して、その上で対策を講じなければ、私が先ほどから申しますように、国籍に關する權利の蹂躪になるといふことを言つておるのです。日本政府が何を認めておるかといふことを、私は尋ねてゐるのである。日本政府で認めてゐるもの以外にも、なお他の地域と、人民と、政府がある。これを認めないで、朝鮮の問題を解決しようとするから、無理なところがあるのです。だから朝鮮人には、韓国籍以外の国籍はないといふ議論はしてはなりません。日本政府が正式に認める国籍は韓国だけであるけれども、韓国以外の国籍を持つてゐる朝鮮人も現にある。これをなぜ認めないのか。それを認める以上は、韓国籍でない人の取扱ひをどうするかといふことを考えなければならぬ、それを私

はお尋ねしてゐるのである。それを、そういう人々までも韓国籍を持つてゐるものとして、みな韓国、朝鮮に送るということになると、先ほども申しまふように、非常に重大な人道上的問題が起る、こう申しておるのです。私の言ひ方が不徹底でありますか、私はおわかりくださると思ひますが、どうも政府のおつしやることは私にはわかりません。

○鈴木(一)政府委員 われ／＼の申しております論理といふものについて、非常におわかりになつておると思いますが、その点は申し上げませんが、昨日同様な御質問に對しまして、岡崎國務大臣から懇切な御答弁があり、いわけの国籍問題について、現実の問題に、議論以外のものについて考へる、いわゆる便法といふ言葉を仰せられたのであります。そういうふうなことにつきまして、含著る御答弁があつたわけでありまして、その趣旨をひとつおくみとり願ひまして、日本政府が何でもかんでも送り返すのである、そういうむちやな方針をとつておるのだといふことのないように、御解釈を願ひたいと思ひます。

○黒田委員 そうおつしやるならば私もわかるのです。その便法を認める、含著るを持つておるのだ、こうおつしやるればわかります。けれども先ほどあなたがおつしやることは、朝鮮人は、みんな韓国人以外には考へられないといふようにお聞きしましたから、それで困る。どうしてもここで含著るある解釈をして、便法をもつて、朝鮮の人には韓国籍を持つ者と、韓国籍を持たぬ者とがあるといふ解釈をする、それが私は便法だと思ふ。そうでなくて、み

な韓国籍にしてしまふなら、便法でも何でもありません。便法とは、韓国籍を持つ以外の朝鮮人を認める、こういう意味だと思ひます。そうおつしやるなら私にはわかりません。だからさういふようにお認めになる以上は、かりにその便法を適用せられる人々が送還をせられる場合は、大韓民国すなわち朝鮮だけではないといふことが言えるのではあります。そうすると、その便法を認めた人々らの国に送り返すべきである。北の方に送り返すべきである。この手続をとらなければ、便法を認めたといふことにならない。それを私は尋ねておるのです。

○鈴木(一)政府委員 たいま仰せられました便法という意味が、韓国において北朝鮮側の国籍を認める、認めるに於いての便法を考へておるのだといふふうに御解釈になりましたら、その点は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。これは何回も同じことを繰返すわけでありまして、日本政府が相手としておりますのは韓国政府である。韓国政府が国内法をもちまして国籍をきめておる。それに従いますれば、三十八度線の向うにおります人も、やはり韓国籍をとることになるといふことは、いたし方のないことであります。朝鮮に関する限りは、二つの国籍はないといふことでございます。それで問題は、昨日申されました議論が、何回も繰返されたわけでございますが、われ／＼のいわゆる便法といふようなものにつきては、日本に長くおられた、九月二日以前からおられた朝鮮人、台湾人という人たちが、今まで善良に日本国民として生活をしておられるといふその事実

は、あくまでも尊重して、日本に永住許可のできるような措置を講ずる、それが根本でありまして、何でもかでも理由をつけて返してしまふといふ考え方は断じてないといふことを、ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○黒田委員 どうもまた話が逆もどりになつてしまつたわけですが、そこで私はこれはもう鈴木長官とは、この問題につきては質問はやらぬことにします。しかし私の質問をこれでやめるといふ意味ではありません。もう一度岡崎國務大臣か、あるいは吉田総理か、どちらかに出席していただきまして——これは決して鈴木長官をどうこう思ふものではないと思ひますから、誤解のないようにお願いいたしますが、ただ私は、責任ある政府の答弁を得るためには、職責上あなたの上にある方の御答弁の方を、私どもとして欲するといふだけのことでありまして、誤解のないようにお願いしたいと思ひます。私は鈴木長官とはこの問題につきては、ただいま申しましたように、これでやめます。きよう岡崎國務大臣がお見えくださればつこうでありますし、きようお見えくださいますれば、明日でもつこうであります。これは他の諸君もおそらくさうだろうと思ひますが、もう一度ぜひ岡崎國務大臣なり、吉田総理にお尋ねしてみたいと思ひますから、この点につきては、鈴木長官に対する質問はもういたしません。私だけがたいへん時間をとりまして恐縮ですから、私は明日岡崎國務大臣に対する質問を留保いたしまして、この問題はこれで終ります。そこでちよつと最後に一つだけ、沖

繩の問題につきてはお尋ねしてみたと思ひます。沖繩——琉球と申した方がよろしいのですが、もつと正確に言えば、北緯三十度以南の南西諸島、沖繩もそれに含まれておると思ひますが、それらの地域には、出入国管理令が適用されないといふことは明らかになつておる。政府の御意見によりまして、沖繩は日本の領土である。領土であるといふのは、現在よりもよりそうであるといふ。また国際連合の信託統治には正式にはなつておりませんが、現在日本の領土であるといふことは明らかでございまして、私が昨日、沖繩は日本の領土から分離されるであらうと言つたのは、信託統治になつてからの問題であります。現在はまだ信託統治になつておりませんから、日本の領土であるといふことが言える、その適用されないのはどういふ根拠からあるか。しかし今は、まだ占領下であるから特別の取扱ひをする、さうおつしやるであらうと思ひますけれども、問題はそれではない。この出入国管理令は占領下たる状態を脱して平和条約が効力を発生し、日本が、政府の考へられておりますいゝゆる独立の状態になつてから適用される法律であります。そのように日本が独立した後に、日本の法律として適用せらるべき出入国管理令が沖繩に適用されないといふのは、どういふ根拠であるか。完全独立という面からは私にはそれがよくわからないのであります。これをひとつ御説明願ひたい。

○鈴木(一)政府委員 沖繩、大島等には適用しては、日本の行政権が及ばないといふことがはつきり条約にあるわけでありまして、

○黒田委員 私が尋ねておるのは、それです。日本の行政権はなぜ及ばないのか。日本が独立した後に、沖繩は日本の領土として残されると言つておる。日本の国でありながら、さうして日本は独立しながら、日本の行政権の及ばない日本の領土があるといふのは、どういふ理由であるか、それをお尋ねしておるのです。今のお答えは答えにならない。

○三宅政府委員 その点につきては、平和条約に沖繩等について信託統治が行われる前でも、アメリカが立法、司法、行政の全権を有するといふことが書いてございまして、それで日本政府は承認したわけでございます。ただ行政権につきては、向うとの話合いで、向うが承認するとか、あるいは同意する限りにおいては、あるいはそれは多少日本の行政権が許されるかもしれないんですが、これは今後の情勢にかかるといふのであります。

○黒田委員 私はそれをお尋ねしておきたいと思つたのです。私も平和条約にさう書いてあることを知つております。そこでどうも、きのうから問題になつておりますが、日本の領土でありながら日本の行政権、立法権も及ばないやうな地域があるといふことは、これは一体、平和条約にさうきめてあるのですが、いゝゆる治外法権といふものであるかどうか。日本の行政権も立法権も及ばない、しかもそれは日本の領土だ。さういふ状態が発生する。それは平和条約にはさうなるように書いてありますが、日本からいへば、これは治外法権が設定されたといふように

解釈すべきであるかどうか。かりにさうであるとすれば、政府は日本が独立した／＼とおつしやつておりますが、日本の領土に日本人の立法権も司法権も及ばないやうな地域がある。それで一体完全独立であるかどうかと私は問ひたい。政府はそれでも日本は完全に独立した国であると言ふのですか。政府の御所見を聞いてみたい。

○三宅政府委員 沖繩等に関する限りは、本土とはつまり違ふ取扱ひになるわけでありまして、ダレスさん、それからヤンガー國務相もこれらの地域については日本はレジデナル・ソヴレニティ、残存する主権を持つのだ、とありあへずさうであると言つておるわけでありまして、これは非常な特殊な状態だと思ひます。

○黒田委員 要するに特殊な状態とおつしやいましたが、私ども、これをどういふ名稱で呼ぶとしても、いゝゆる治外法権的なものが設定されたやうな結果になつておると思ふのですが、私が繰返して問題とするのは、その説明ではなくて、さういふ説明をしなればならないやうな状態に落ちたのは、日本の完全独立とは言えない、さうわれ／＼は解釈しておるのです。政府はそれでも日本は完全に独立したと思つておるか、これを、念のためにもちよつと聞いておきたい。こんなことでは、日本は完全に独立したとは言えないのではありませんか。私はさう思ふ。これはどうですか。政府の御意見を承りたい。

○三宅政府委員 その点につきては、は、そも／＼ポツダム宣言等で四つの大きい島以外の小さい島については、連合国の決定するところに従ふといふ

ことをあそこでも承諾したておる
のでありまして、日本の意思にかかわ
らず、アメリカがそういう措置を講ず
るわけではないのでございます。ポツ
ダム宣言、さらには平和条約におきま
して日本が承認したのであります。日
本の自由意思によつて承認したのであ
りますから、主権は制限されていなく
と思うのであります。

○黒田委員 主権がどうですか……

○三宅政府委員 その点におきまし
て、日本の独立が——そういうある特
殊の地域が一部にある。それは日本の
承認のもとになされたのであるという
意味において、独立は妨げられておる
というふうには言えないと思ひます。

○黒田委員 三宅さんはそうおつしや
るのですが、それは三宅さんの御議論
として聞いておきますけれども、私ど
もはそういう状態を完全独立になつて
いない状態であると思ひます。日本
の領土でありながら、そこに主権の及
ばないようなことを日本がみずから承
諾するところに、治外法権的なものの
設定があるのではありませんか。それ
を暴力的にやられたのならなおさらで
ありますが、承認という形でそういう
地域を設定したことも、私は、やはり
日本が領土の中にそういうものを持つ
ことになるのであるから、これで日本
が完全に独立したとは思ひません。過
去において治外法権が日本で設定せら
れていたときに、日本の独立ということ
が強く言われたのであります。しか
し、三宅さんと私の議論はこの程度
にとどめておきます。

このほかに、信託統治になつたらど
うなるかという議論は、これはまた根
本的に政府と意見が違いますが、現在

の沖繩の問題も参考のために聞いてみ
たのであります。しかし意見は一致し
ません。私はきょうはこれで質問を終
了いたします。但し明日の岡崎國務大
臣に対する質問は留保させていただきます。

○戸叶委員 簡単に一点だけ伺いた
いと思ひます。先ほど強制送還の質問を
聞いておりました、ちよつと気になり
ましたので伺つておきたいと思ひま
す。中国人並びに朝鮮の人で、日本の
婦人と結婚した人が非常に多いと思
うのです。その場合に、今度の講和条約
発効後、日本の人も外国人と正式に結
婚した場合に、外国人になる。そう
しても万一その夫婦のどちらかが強
制送還になつたような場合には、家族
を含めて夫あるいは妻も子供も同時に
望むならば強制送還をするかどうか。

それと、もう一つは、もしも日本の
婦人と結婚した場合で、その婦人は全
然朝鮮へもどくへ行つたことがな
い、しかも子供も日本で生れた子供だ
から全然朝鮮を知らない。そういうよ
うな場合にもし日本婦人が、つまり妻
が強制送還されたような場合には、こ
れは非常に変なものになると思ひま
す。日本人で朝鮮のどこか何とも知ら
ないところに送られる。そういうよう
なことに對して、政府はそれはしかたが
ないことですかというふうなことだけ
お片づけになるかどうか。

○鈴木(一)政府委員 第一点の、主と
して韓国人であります、韓国人と結
婚しました日本の婦人という問題で
ございまして、国籍の關係から申しま
す、どこで日本人あるいは韓国人をき
めるかと申しますと、いわゆる平和条
約発効と同時に、日本の国籍を離れる

人たちは現在日本の戸籍を持つていな
い人たちがございまして、従ひまして日
本に來られまして、長いこと日本に生
活をし、朝鮮の人で日本の婦人と結婚
した。そうしてそのときに、たとえば
養子縁組をいたしまして日本の戸籍に
載られた人は、これは日本の戸籍があ
りますので日本人であります。平和
条約発効と同時に日本の国籍から離れ
る人ではないのであります。残るわけ
であります。日本の戸籍に名前が載つ
ておるかどうかということ、はつき
りその点がわかるのであります。

それから強制送還に関するお尋ねで
あります、日本の婦人が在日朝鮮人
と結婚しまして、日本の戸籍を抹消し
て朝鮮の戸籍になつた。そういう人は
今度も韓国人になるわけでございます
ので、韓国側においてその人たちは国
民として処遇するということとは当然の
筋道だと思ひます。そこで強制送還を
いたします具体的の場合に、夫婦の一
人が強制送還の対象になつたときにど
うするかというお尋ねであります、こ
れは国籍がはつきりしておりますも
のについては、一緒に帰つてもらうと
いうことが人道上当然と存じます。

○戸叶委員 そうすると一緒に帰つて
もらうといたしますと、一緒に帰るそ
の費用は、当然日本政府が持つわけで
しょうか。

それからもう一つは、第一点のお答
えがちよつと違つていたように思ひま
すが、私が伺ひましたのは、養子縁組
等で日本の国籍になつた場合でなく
て、講和の発効と同時に韓国人の人なり
朝鮮の人が外国人の籍を持つて、その
人と前から日本の婦人が結婚している
わけですが、その婦人も当然外国人の

登録をしなければならぬわけであ
ね。その点をもう少しはつきりさせて
いただきたいと思います。

○鈴木(一)政府委員 強制送還の点に
つきまして費用の点をお話ございま
した、強制送還の対象となる個人に
ついては、現在のところ日本の費用で
返すのであります、強制送還の処分
を受けた人でなくして、しかも一緒に
帰らなければならぬというふうな人
は、当然自身の費用で帰られるとい
うことにならうかと存じます。

○戸叶委員 そうすると、たいへんな
問題になるのじやないかと思ひます。
その場合に御主人が何か強制送還
の対象になつて、そしてその奥さんが
一緒にいて行きたい、ところが費用
がない。そうすると奥さんも何か悪い
ことをしなければ一緒に行かれない。
(笑聲)何かとつても変なことになると
思ひますが、その点をどういうふう
に処理なさるのでしょうか。

○鈴木(一)政府委員 それは非常に費
用がかかるようにお話をいたしました
が、いろいろな便法もございまして、
たとえば特別に送還船と一緒に乗せて
やるとか、そういうような扱いはでき
ると思ひます。また国籍がはつきりし
ておりますので、帰る人は当然自由意
思によつて帰られるということござ
いますし、いよくの場合には本國政
府がそれはバックするということにな
らうかと思ひます。

○戸叶委員 もうちよつとはつきりし
ておいたいただきたいのですけれど
も、そうすると船と一緒に乗せてやれ
ば、その費用はかからないのでしょ
うか。

と、向うの政府がバックするというこ
とになりますと、やはり向うへついて
行く人に対しては、向うから一応費用
なり何なり送つて來て、そうして運
ばれてくるということになるのであり
ますか。その辺をもう少しはつきりし
ておいていただいた方がよいのじや
ないかと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 自分で資産を持
つてゐる人については問題はござい
ませんが、そうでない人については、た
いてい本國に親類その他もございま
すし、そういう人たちが所要の費用を
出して、それによつて帰るということは
十分考えられるかと思ひます。

○戸叶委員 私はどうしても納得がで
きない。非常に心配性かもしれない
けれども、元は日本の婦人だつたので
す。ところが結婚して韓国人なり朝鮮
人の国籍に入つたわけですから、そう
するとこの婦人の親戚というものはあ
まりないのではないか。それからまた
その御主人の方の親戚もなくなつて
たり、あるいは貧乏だつたりしてお金
が出せない、そうすると結局御主人
だけ連れて帰る。奥さんは行きたく
て來るのじやないかと思ひます。こ
ういふ点はやはりお考えにならなけ
ればいけないと思ひます。もう少し
はつきりした点を伺つていただきた
いと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 それは一般的に
自分で生活できない人たちが、生活
するのにはどうしたらいいかという
問題と関連しておるわけでございます
が、いづれ社会事業とか厚生事業と
かいうふうな、そういう人たちに對
する救済団体もあるわけでございます

最終的には本国の領事館というふうなもの、こちらにできるわけでありまして、そういうふうなところの取扱いは、よりましで、ぜひ帰りたい人については帰る方法があるかと思ひます。

○戸叶委員 その点、たいへんしつこいようですけれども、社会事業団体なり何なりあつて、何かの方法が考えられようと言ひますが、もしも考えられないうちのことも心配しなければならぬと思ひます。そういうふうな点もお考えになつて、何らかの弁法を講ずるようなお考えはないかどうか。これはちよつとした問題のようにお考えになるかも知れませんが、そういうふうなことで非常に心配していらつしやうな方がたくさんございまして、一応やはり考へておかなければならぬと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいままでにわれ／＼の方で扱ひました強制送還の事例も数々ございまして、大部分は問題なしに行つておるやうに存じます。いよ／＼の場合にどうするかというお尋ねでございますが、たとえば、先ほど申しましたやうに、こちらの船に便乗して行くということもございまして、また韓国なら韓国の船に韓国代表部の方から乗せるという方法もございまして、それは今こゝでは思ひ出せない／＼な方法があると思ひます。

○戸叶委員 ちよつとたよりないのですけれども、これを繰返していてもしかならないと思ひます。ただ、今こゝで思ひ出せない／＼の方法があるかも知れぬというのじや、たよりになりませんが、もしそういうふうなときになるまで、しかたがないからほつ

ておくというふうなお考えでございましょうか。

それからもう一つは、その場になるまでそのまゝにしておくという一つのお考え。今までそういうふうなことがありました場合、今度は今までと当然かわつて来ると思ひますが、そういうふうな場合には、どういふやうな形をおとりになつたのですか。やはり日本政府でお払いになつたのですか。

○鈴木(一)政府委員 今までは特に便乗を願ひ出るやうなケースはございせんでした。ことに強制送還をされまゝの場合には、日本の船に乗つて帰るわけでありまして、また場合にによりましては、自費出国と申しまして、自分の費用でいゝゆる日本政府でやつておる強制送還の船に乗らないで、たとえば飛行機に乗つて帰るといふ例がありまして、そういう場合に夫婦帯同で帰るといふやうな例はありますが、具体的なお尋ねのやうな例はあまりございせん。

○戸叶委員 今まではなかつたからそういうこともお考えにならなかつたでしようが、これからもしかすると起ると思ひます。起きた場合に、そういうことをお考えになつておかないと、非常に人道上的問題からいひましても、不備な点があると思ひますので、そういうやうな問題が起きてから、あちこち交渉してお考えになるといふ程度で、今のところは別に今後お考えにならないかどうか、一応伺つておきたい。

とも協議しまして善処したいと思ひます。

○林(百)委員 第五十三条で、先ほど黒田さんの質問で強制退去の問題がはつきりしないのですが、今度は中国の場合にはどうなるのですか。中国本土から来た人が強制退去を受ける場合は、どこへ送り返すのでありますか。

○鈴木(一)政府委員 台湾に籍のある人につきましては台湾に返す、これははつきりいたしておりましたが、中国の人で今こちらにおる人につきましては、たとえば、こういふ例はあるのであります。香港から日本に渡つて来た人、そういう人は香港に返す、これは従来でもその通りやつておるわけでございますが、今考えられます道はその程度ではないかと思ひます。

○林(百)委員 そうすると香港以外のところに住所を有し、中国本土に居住地を持ち市民権を持つた人をどうするか、全部香港へ送り返すのですか。

○鈴木(一)政府委員 非常にむづかしい例をおとりになつたのであります。が、むづかしい場合には結局返すところはないということにならうと思ひます。

○林(百)委員 返すところがなければ日本にすつと永住できることになるのですか。

○鈴木(一)政府委員 これは第五十二条をござらんになりますと、退去強制を受けた者が強制送還することができない場合には、住居とか行動範囲の制限、呼出しに対する出頭義務、そういうものを課しまして一時放免する、こういう制度がありますので、そういう場合はきわめて例外と思ひますが、おそらくかような措置になると存じます。

○林(百)委員 これは要するにどこか収容所へ収容したりい／＼すると思ひますが、当然この第五十三条によつて「国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする」ということがあつた。ただ日本の政府が蒋介石政権を中国の相手方と選んでゐるということから出て来ているのじやないかと思ひます。であります。そこで一体政府としては、中華人民共和国という政府があることはお認めになるのですが、ならないのでしようか。認めるのであれば、ここに国籍を持つということは当然の権利である。ただ日本がそこを外交関係を持たないからといつても、そこに国籍を持つてゐる人を収容所に入れて捕虜と同じ取扱ひをするといふことは、国際法上の違反になる。そういう中華人民共和国の政府をお認めになるかならぬか。

○鈴木(一)政府委員 お尋ねは中国の人たちの中で、たとえばかつて今の蒋介石政権以外の政権のパスポートを持つて日本に入つて来られた人たちが、一体帰れるかどうか、返されるかどうかというやうなことも関連すると思ひますが、そういう人たちは前にも申し上げましたやうに、特別に国籍証明書というやうなものがあれば、日本に居住ができるということをおしるわけでありまして。

○林(百)委員 この点はいくら質疑を繰返してもわからぬ。結局政府が實質的には中国とか朝鮮の人民が支持するやうな政権が存在しているのを、りくつの上からそれを否定しようとするから、そんな無理が私は出て来ると思ふわけですが、これは中国あるいは朝鮮の人民が實質的には支持している政府と外交関係を結ぶか、あるいは日本におるやうした人たちに特別な除外例を設けて、この出入国管理令の強制退去その他の条項を適用しないといふことにしなければ、先ほど黒田委員の言われるやうに、世界人権宣言にも私は違反して来ることになると思ひます。あなたの方の言ひを聞いてみると、結局無理に無理を重ねてどうにもつじつまが合わないやうになつて来るじやないかという感じがします。

もう一つお聞きしますが、たとえば先ほど守島委員からも質問があつたのであります。朝鮮の人たちの気持としては、朝鮮に統一した政権を欲してゐるが、統一した政権ができるまでは、韓国と統一したやうなものをとることによつて、母国の統一を阻害してはならないから、朝鮮に統一した政権ができるまでは韓国を支持するとか、あるいは一方を支持するといふやうなことは慎みたいといふことを言つてゐる人々にも政府は大韓民国の国籍を押しつけてこれを大韓民国へ送るといふ考えなのでしようか。現に六十万人のうち大韓民国の国籍を拒否したものが四十七万あるやうであります。母国の政権が統一するまではいづれの政権を支持することも拒否して、国籍を明らかにしたくないといふ人々たちをも、どうしても韓国へ送るといふことなのですか、それをもう一度はつきり聞いておきたい。

○鈴木(一)政府委員 その点は何回も触れました問題であり、特に昨日の岡崎國務大臣の御答弁で、十分政府の意のあるところもおわかりになつてゐると思ふのであります。日本政府とし

ましては対象となるのは大韓民国の政府一つである。だからして朝鮮においては韓国の国内法によつて国籍の問題は一色にきめられるであらう。わが方としてはその事態を前提として取扱いをきめて行くよりほかはないということとであります。

○林(百)委員 この問題は私はあまり時間かけても何ですから、明日また岡崎國務大臣に最終的な責任ある質問をしたいと思ひますが、ただ事実問題として、日本にいる朝鮮の諸君が、母国に統一政府ができるまで韓国籍というような表明をしたくないということ、四十七万の人がこれを拒否してゐる。従つてそれが原因して強制退去を命ぜられるようなことになりまうと、四十七万という人を、武装した入国警備官によつて強制的に逮捕し、これを戦乱の南鮮に送るといふことになれば、国際的な重大な問題になると思ふ。そういうゆゆしいことをほんとうに政府はやるつもりかどうか。これは、ナチスのヒトラーがユダヤ人の追放をして、国際的な大きな問題になつたが、これ以上のことを実際問題として日本がやることになると思ふ。日本は韓国政府しか認めない。ところが、韓国政府の国籍を拒否したいといへば、それは第二十四条の四に該当するといふことになつて強制送還するといふことになれば、これは非常にゆゆしい問題だと思ふ。このことについて、あなた方に責任ある答弁を求めても無理かと思ひますので、明日岡崎國務大臣に聞くこととします。

次に、第二十四条の問題で、先ほど黒田委員もお聞きになりましたが、「日本国憲法又はその下に成立した政

府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者」といふものと、これと密接な関係を有するといふことだけで強制送還になるのではありませんが、一体この団体といふのは、今あるのですか、ないのですか。どういふものをさすのですか。

○鈴木(一)政府委員 これは法制上書いてあることだけでありまして、具体的にはございせん。

○林(百)委員 そうすると、現在いかなる政党に、たとえば共産党に加入し、あるいはこれと密接な関係を有するといふことも、強制退去の理由にはならぬのですか。あなたの今言われたことからいまして、それは間違ひないです。

○鈴木(一)政府委員 現在においては適用はないと思ひます。

○林(百)委員 現在のところはいいが、いつから悪くなるのですか、ならないのですか。それとも、目下の情勢からいへば、そういうことは想像できないわけですか。もう一度はつきりしてもらひたい。

○鈴木(一)政府委員 将来のことは答弁いたしかねます。

○林(百)委員 ただこの場合、朝鮮にしましても、中国にしましても、共産党が政治権力の一部に加つて政府ができているのですから、それを母国とする人たちが、共産党あるいは共産主義に心を持つのは当然なもので、これは自由だ。ことに母国がそういう政権を持つてゐるのですから、ところがそういう思想を包蔵しているからといつて、日本から追放するといふことは、人権

宣言からいつてもできないことだと思ふ。そういう意味であなたにお聞きしたのですが、あなたは、共産党をさすのじやない、また現在共産党に加盟し、あるいはこれと関係を有する者も、強制退去にならないといふ答弁をしておられますが、この点はこれで一応打切つておきたいと思ひます。

次にお聞きすることは、第六十五条の司法警察官が、第七十条、要するに出入国管理令に該当する犯罪を犯した者を逮捕した場合に、刑事訴訟法第二百三十三条から、弁護人をつけるといふ規定だと思ひますが、こういう規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに当該被疑者を入国警備官に引渡すといふことは、どういふわけですか。憲法では何人も弁護人をつけて法に押留または拘禁されることはないとなつてゐるのですが、刑事訴訟法第二百三十三条の例外規定を何ゆゑここに設けられたのですか。

○鈴木(一)政府委員 これは立件送致をしないので入国管理令の職員に引渡し行政措置をするといふ規定であります。

○林(百)委員 たとえば刑事訴訟法第二百三十三条を見ますと、「司法警察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができ、旨を告げた上、弁解の機会を与へ、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならぬ。」と

なつております。ところが第二百三十三条にかかわらないといふことになりまうと、これは該当犯罪事実の要旨も告げなければ、弁護人を選任するといふことも告げなければ、弁解の機会も与へなくともやれるといふことになるわけですか。

○鈴木(一)政府委員 これはつまり管理令による罰則の適用を受けるような場合には、ここにいう立件送致を行わないで、この管理令による行政措置にまかせるといふ規定なのでございまして、第二百三十三条の規定の適用を受けないうで入国警備官に引渡されるというわけであります。

○林(百)委員 だからその第二百三十三条の規定にかかわらなくてどう送るのであるか。そうすると結局、弁解の機会を与へるか、弁護人の必要があれば、だれか弁護人を選ばせるとか、該当事実を告げるとか、そういうことをさせないといふのですか。

○鈴木(一)政府委員 その通りであります。司法手続によらないで行政手続にまかせるといふ意味であります。

○林(百)委員 行政手続にまかせて、第七十条に該当する犯罪があるとすれば、どうなるのですか。

○鈴木(一)政府委員 この第六十五条は第七十条の容疑にかかる被疑者を逮捕し引渡すといふわけで、これは不法入国の場合だけの規定でございまして、

○林(百)委員 不法入国の場合も、懲役、禁錮、十万円以下の罰金です。実質的には司法処分と同じだと思ふのです。こういう実質的には司法処分と同じ犯罪事実に対する取扱いが、出入国管理に関するものだからといつて、弁護人もつけさせなければ、

弁解の機会も与へなければ、事実の要旨も告げずに、すぐに司法警察官が入国警備官に渡すといふのは不当だと思ふのです。

○鈴木(一)政府委員 この規定は、不当とかいふようなことでなくて、そういつた第七十条の罪にかかると不法入国者に対して、司法手続で罰金を科したり何かせないで、むしろ行政措置の方にまかせるといふ規定でございまして、

○林(百)委員 そうすると第七十条の処罰はしないといふのですか。これは第七十条の罪にかかわる被疑者を逮捕したときでしよう。だからこれは明らかに第七十条の被疑事実があるとして司法警察官がとらえるわけですから、その司法警察官が第七十条の嫌疑ありとして逮捕するときは、刑事訴訟法の手続によらなければならぬのではないですか。そうしてこれがはつきりした場合に入国警備官に渡すならいいのですが、入国警備官だけで事は終らぬで、第七十条の司法罰を受けることがあるわけですからね。

○鈴木(一)政府委員 お話の点も実は第六十五条で排除してゐるわけで、これは全然罰則の適用をしないといふ場合に行政措置にまかせると、従つて行政措置にまかせたものは、一切刑事訴訟の手続によらない、従つて罰則の適用はもう受けないといふ規定でござい

○林(百)委員 しかしこれは条文の上からいふと、第七十条にかかわる被疑者ですよ。そうすると第七十条にかかわる被疑者を逮捕しても、第七十条の適用はなくて行政処分にするといふのですか。

○鈴木(政)政府委員 さような趣旨でございませう。

○林(百)委員 そうすると、第七十条の被疑者で第七十条で処罰するのはどういふ場合ですか。

○鈴木(政)政府委員 この規定は、第七十条の罪にかかるとするものを逮捕した場合に、こういう措置もできる。従つて司法警察官が刑事訴訟手続によつて罰金を科して、その罰金を科したあとで行政措置にまかせる、わが方の行政管理局に引渡して来る、こういう方法もあるし、警察官が刑事訴訟の手続によらないで、罰金を科さないで行政措置にまかして来る、こういうこともできる、こういうことを規定したわけでありませう。

○林(百)委員 私はどうしてもそうとれないので、第七十条の罪にかかわる被疑者を逮捕もしくは受取り、またはこれらの罪にかかわる現行犯人を受取つた場合ですから、これをすぐ入国警備官に引渡すというのではないと思ふのです。少くとも第七十条の犯罪を犯したに該当し、司法警察官が現行犯、あるいは被疑者を逮捕する以上は、それに弁護人をつけ、弁解する機会を与え、事実を伝え、十分に自分の身分を保護する方法を講じて後に一定の期間内に入国警備官に渡すなら渡す、こういうことが考えられます。そうすると、第六十五条で現行犯を受取つても、これは第七十条の処罰をしないので入国警備官に渡してしまふのですか。

○鈴木(政)政府委員 今お話のように、刑事訴訟手続によつて弁護人をつけたりしたそのあとで入国警備官に引渡して、そしてこの者を退去せしめるかどうかという方法もあるんございませう。

ます。ただ第六十五条は、そういう方法によらないで、現行犯をつかまえた、その者がほかの罪を犯していないという場合には、すぐに刑事訴訟手続によらないで入国警備官に引渡して行政措置一本で措置する、こういうことを規定したものでございませう。

○林(百)委員 どうして第二百三条の弁護の機会を与えたら、弁解の機会を与えたら、あるいは弁護人を選任する機会を与えてから入国警備官に渡す措置ができないのですか。これは場合によつては第七十条に該当することもあるわけですか。

○鈴木(政)政府委員 第六十五条の規定は、不法入国者で、いわゆる現行犯的なものを、司法手続によらないで、これは返した方がいい、という場合に、この規定の適用があるのございませう。そういうものに一々刑事訴訟手続によつて罰金を科したり、あるいは懲役を科したりするよりも、むしろすぐに入国警備官に引渡してそのまゝ早く返した方がいい、こう認める場合に第六十五条が適用になるわけでありませう。

○林(百)委員 それはおかしいので、ただ嫌疑があるとか、それから現行犯の人だ、という場合には、むしろ弁護人をつけ、司法裁判をしてこそ十分権利を保護することになるので、ただ嫌疑がある、現行犯だから罪になるかならないかわからぬが、すぐに警備官に渡して強制退去さしてしまふ、ということとは、明らかに権利を侵害することにどういふものかと思ふのです。あなたの言うように、すぐ入国警備官に渡して強制退去さしてしまふ、ということよりは、有罪か無罪か裁判にかけた方がいい。

むしろ権利を守ることになるじやないですか。疑いを受けただけですぐ退去されてしまふのですか。

○鈴木(政)政府委員 この場合は、先ほど申しましたように第七十条の罪にかかるとするもの、つまり不法入国の現行犯的なものを処理する規定のように私も考えておられます。お話のように一般の退去強制事由に該当し、なおほかの犯罪もいろいろ犯している、こういうたようなものについては、お話のように刑事訴訟手続によつて一応刑罰なり何なりが科せられ、そのあとで行政措置が行われる、こういうのが私は原則だと存じます。その場合には、お話のように弁護人をつけたりして、できるだけの刑事訴訟の手続によることのできるわけ、この場合は今申し上げたように、現行犯的なものをそういう手続までしなくても、すぐ入国警備官に引渡して返せる道もあるという規定でございませう。その点は御了承願ひたいと存じます。

○林(百)委員 その点はこれ以上申しませんが、これは明らかに「第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯を受け取つた場合」というわけ、現行犯人ばかりでなくして、被疑者を捕えただけでも、だから、本来ならば第七十条で裁判をした結果処分をするなりしないなり、あるいは裁判の結果無罪になれば強制送還しなくてもよいわけですから、こういう点もあまたの言うことは大分事実と違つて、明らかに嫌疑を受けただけで、一方的に強制送還さしてしまふことができない、この道が開かれていゝと思ふわけですから、この点はこの程度で、また詳しく

は、いずれ明日でも聞きたいと思ひます。

最後に入国管理庁設置令第十一条、入国管理庁の入国警備官の人員と、武器を携帯する」というこの武器とは何をさすか、人員と武器をぜひ明らかにしていただきたい。

○鈴木(政)政府委員 今の御質問は設置令の問題だと思ひますが、警備官の数は現在三百九十八名ございませう。現在持っております武器はピストルと申しますか、拳銃でございませう。

○林(百)委員 今度これは人員をふやしたりあるいは武器をもつと——バズーカ砲や機関銃でも持たせる計画があるのですか、ないのですか、その点念のために聞いておきたいと思ひます。

○鈴木(政)政府委員 武器は、現在以上のものを目下のところは考へておりません。人員の点につきましては、来年度、四月以降三十名程度増員する予定になつております。

○林(百)委員 もう一問だけ聞いておきます。外国人登録令の第十三条と第七十条の関係ですが、この登録証明書というものは、たゞ家に置いてあつて、たとえばふろへ行くとか散歩に行くと、そういうような場合に持つていなくとも登録令違反になるわけですか。そういう特殊な事情があつて携帯していないことに對しても、それは運用上の酌量ができるわけですが、たとえばあれを何となくして強制送還してやろうとねらつていて、たゞふろへでも行くとき見せろと言つて、持つていないから処罰してすぐ強制送還する、ということになると、これは人権蹂躪になりますか、そういう場合の實際

の運用上の弾力性というものはどう考へておりますか。

○鈴木(一)政府委員 それは法の運用の常識問題でありまして、もちろん裸であるときに登録証明書を出せと言つてつかまえて行くというようなことは、これはいたしたくないと思ひます。

○林(百)委員 裸でなくてゆかたがけでふろへ行くとか、散歩に行くという場合があるでしょう。事情を聞いてみて持つておらないことが当然だ、そういう場合には登録令違反に問わないのですか。

○鈴木(一)政府委員 その通りであります。

○林(百)委員 ふろへ行くとか、散歩に行くとか、そのほかこれはだれが見ても、もつともだ、という場合には登録令違反にはならないわけですか。もう一度よく聞いておかないと重大な問題になるのです。

○鈴木(一)政府委員 その通りであります。

○仲内委員長 次会は明二十九日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十九分散会